

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成26年2月12日提出

【計算期間】 日本エクイティファンド（第16期）  
T O P I Xファンド（第16期）  
2 2 5 ファンド（第16期）  
北米エクイティファンド（第16期）  
アジア・エクイティ・ファンド（第14期）  
（自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日）

【ファンド名】 日本エクイティファンド  
T O P I Xファンド  
2 2 5 ファンド  
北米エクイティファンド  
アジア・エクイティ・ファンド

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 1. 日本エクイティファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本

###### 2. TOPIXファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	TOPIX

###### 3. 225ファンド

当ファンドは、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、日経平均株価の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	日経225

#### 4. 北米エクイティファンド

当ファンドは、北米の株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 5. アジア・エクイティ・ファンド

当ファンドは、アジア（日本を除きます。）およびオセアニアの主な株式市場全体の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	アジア、オセアニア
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「海外」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「北米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「オセアニア」...目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

1. 日本エクイティファンド

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		日本
大型株		
中小型株	年2回	北米
債券	年4回	欧州
一般		アジア
公債	年6回 (隔月)	オセアニア
社債		中南米
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ
クレジット属性 ( )	日々	中近東 (中東)
不動産投信	その他 ( )	エマーシング
その他資産 ( )		
資産複合 ( )		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 2. TOPIXファンド

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	日経225
大型株	年2回	北米	
中小型株	年4回	欧州	
債券	年6回 (隔月)	アジア	TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア	
公債	日々	中南米	
社債	その他	アフリカ	その他 ( )
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )		エマージング	
不動産投信			
その他資産 ( )			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 3.225ファンド

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	日経225
大型株	年2回	北米	
中小型株	年4回	欧州	
債券	年6回 (隔月)	アジア	TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア	
公債	日々	中南米	
社債	その他	アフリカ	その他 ( )
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )		エマージング	
不動産投信			
その他資産 ( )			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 4. 北米エクイティファンド

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	
大型株	年2回	北米	あり
中小型株		欧州	( )
債券	年4回	アジア	
一般	年6回 (隔月)	オセアニア	
公債	年12回 (毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	なし
その他債券	その他	中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )	( )	エマージング	
不動産投信			
その他資産 ( )			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 5. アジア・エクイティ・ファンド

## 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	あり ( )
一般	年2回	日本	
大型株		北米	
中小型株	年4回	欧州	
債券	年6回 (隔月)	アジア	なし
一般	年12回 (毎月)	オセアニア	
公債		中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他 ( )	中近東 (中東)	
クレジット属性 ( )		エマージング	
不動産投信			
その他資産 ( )			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1,000億円（アジア・エクイティ・ファンドは3,000億円）を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## &lt; ファンドの特色 &gt;

## 1 「ベスト・パーティー」を構成するファンド間で、乗換えができます。



※その他の「ベスト・パーティー」構成ファンドについては、販売会社にお問合わせ下さい。

※「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについては、追加もしくは償還となることまたは購入の申込みの受付が停止となることがありますのでご注意ください。

## 2 各ファンドは、内外の株式に投資します。

### 日本エクイティファンド

- わが国の株式に投資し、投資成果が中長期的に東証株価指数（TOPIX）を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

- ・株式への実質投資比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- ・東京証券取引所第一部上場以外の株式、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債へ投資する場合には、信託財産の純資産総額の30%程度以下とします。

### TOPIXファンド

- わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数（TOPIX）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- 東証株価指数と高い連動性が見込まれるポートフォリオを構築します。

#### ■東証株価指数（TOPIX）について

東証第一部上場の全銘柄を対象とし、各銘柄の時価総額合計を指数化したものです。

※TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利、ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

※株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。

• 追加設定、解約の申込みがある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引等の買建て、転売または現物株式の売却を行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## 225ファンド

- わが国の株式に投資し、投資成果を日経平均株価（日経225）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- 原則として、日経平均株価に採用されている全銘柄に等株数投資を行ないます。
  - ただし、投資対象とする企業の財務状況等を考慮したうえで、日経平均株価採用銘柄であっても投資を行わない場合があります。また、日経平均株価採用銘柄の入替え等に際しては、流動性等を勘案して対応する場合があります。これらの場合、組入銘柄に等株数投資を行わないことがあります。

### ■日経平均株価（日経225）について

東証第一部上場の代表的な225銘柄の株価の単純平均に、指数の連続性を維持するために修正を加えた修正単純平均株価です。

※日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、同社は、日経平均株価（日経225）の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

• 追加設定、解約の申込みがある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引等の買建て、転売または現物株式の売却を行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## 北米エクイティファンド

- 北米の株式に投資し、投資成果が中長期的にMSCIノースアメリカ指数を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

### ■MSCIノースアメリカ指数について

MSCI Inc. が開発した株価指数で、アメリカおよびカナダの株式を対象に算出された指数です。

※MSCIノースアメリカ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- 株式への投資比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- 保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

## アジア・エクイティ・ファンド

- アジアおよびオセアニアの株式に投資し、投資成果が中長期的にMSCIパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

### ■MSCIパシフィック・フリー指数（除く日本）について

MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除くアジアおよびオセアニアの主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）は、MSCIパシフィック・フリー指数（除く日本、米ドルベース）をもとに、MSCI Inc. の承諾を得て委託会社が計算したものです。

※MSCIパシフィック・フリー指数（除く日本）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- 株式への実質投資比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。
- MSCIパシフィック・フリー指数（除く日本、円ベース）の算出対象国・地域以外のアジアおよびオセアニア諸国・地域の株式への投資は、合計で信託財産の純資産総額の30%程度以下とします。
- 保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.の運用が行なわれないことがあります。

## 3

毎年11月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、  
収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 〈分配方針〉

- 日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド
  - ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- TOPIXファンド、225ファンド
  - ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益等とします。
  - ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

## ●基準価額の動きに関する留意点

「TOPIXファンド」、「225ファンド」の基準価額の動きと各指数との連動性が低下する要因としては、主に以下のようなものが想定されます。

- (1) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (2) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担
- (3) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (4) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (5) 株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
- (6) 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- (7) 株式および株価指数先物取引の流動性低下時における売買対応の影響
- (8) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

## (2) 【ファンドの沿革】

- 平成10年 7月31日： 「日本エクイティファンド」、「TOPIXファンド」、「225ファンド」および「北米エクイティファンド」の信託契約締結、当初設定、運用開始
- 平成12年 5月31日： 「アジア・エクイティ・ファンド」の信託契約締結、当初自己設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
お取扱窓口	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ）	
	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

1	収益分配金、償還金など お申込金( 3)
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図 2	損益 信託金( 3)
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
投資対象	損益 投資
	<日本エクイティファンド> わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式 など <TOPIXファンド> <225ファンド> わが国の証券取引所第一部上場株式 など <北米エクイティファンド> アメリカおよびカナダの株式(DRを含みます。) など <アジア・エクイティ・ファンド> アジア(日本を除きます。)およびオセアニアの株式 など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

#### <委託会社の概況(平成25年11月末日現在)>

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記  
 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得  
 昭和35年 4月 1日 営業開始  
 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。  
 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

- 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 主要投資対象

#### <日本エクイティファンド>

わが国の金融商品取引所( )上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

#### < T O P I X ファンド >

#### < 2 2 5 ファンド >

わが国の証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

#### <北米エクイティファンド>

アメリカおよびカナダの株式(DRを含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### <アジア・エクイティ・ファンド>

アジア(日本を除きます。以下同じ。)およびオセアニアの株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

#### <日本エクイティファンド>

イ. 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、投資成果が中長期的に東証株価指数(TOPIX)を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

ロ. 株式への実質投資比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ. 東京証券取引所第一部上場以外の株式、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)へ投資する場合には、信託財産の純資産総額の30%程度以下とします。

ニ. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### < T O P I X ファンド >

イ．主としてわが国の証券取引所第一部上場株式に投資し、投資成果を東証株価指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．東証株価指数と高い連動性が見込まれるポートフォリオを構築します。

ハ．追加設定、解約の申込みがある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引等の買建て、転売または現物株式の売却を行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ．～ホ．(日本エクイティファンドと同規定)

#### < 2 2 5 ファンド >

イ．原則として、日経平均株価に採用されている全銘柄に等株数投資を行ない、投資成果を日経平均株価の動きに連動させることをめざします。

ロ．ただし、投資対象とする企業の財務状況等を考慮したうえで、日経平均株価採用銘柄であっても投資を行わない場合があります。また、日経平均株価採用銘柄の入替え等に際しては、流動性等を勘案して対応する場合があります。これらの場合、組入銘柄に等株数投資を行わないことがあります。

ハ．( T O P I X ファンドと同規定)

ニ．～ホ．(日本エクイティファンドと同規定)

#### < 北米エクイティファンド >

イ．主として、アメリカの金融商品取引所( )上場株式および米国店頭市場( N A S D A Q )において取引されている株式ならびにカナダの金融商品取引所上場株式に投資し、投資成果が中長期的に M S C I ノースアメリカ指数を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

ロ．株式への投資比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ハ．保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．(日本エクイティファンドのホ．と同規定)

#### < アジア・エクイティ・ファンド >

イ．主としてアジアおよびオセアニアの株式に投資することにより、投資成果が中長期的に M S C I パシフィック・フリー指数(除く日本、円ベース)を上回ることをめざして、アクティブ運用を行ないます。

ロ．(日本エクイティファンドと同規定)

ハ．M S C I パシフィック・フリー指数(除く日本、円ベース)の算出対象国・地域以外のアジアおよびオセアニア諸国・地域の株式への投資は、合計で信託財産の純資産総額の30%程度以下とします。

ニ．(北米エクイティファンドのハ．と同規定)

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される  
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれな  
いことがあります。

## (2) 【投資対象】

<日本エクイティファンド>

<TOPIXファンド>

<225ファンド>

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券  
とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受  
権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前2.から前6.までの証券の性質を有する  
もの
- 8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および  
新株予約権証券（外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を  
有するものを含みます。以下同じ。）
- 9．投資信託証券（外国法人が発行する本邦通貨表示の証券で、投資信託証券の性質を有するものを  
含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証  
券に限ります。）
- 11．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 12．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益  
証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券の  
うち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

<北米エクイティファンド>

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券  
とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前2.から前6.までの証券の性質を有するもの
8. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前14.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

#### <アジア・エクイティ・ファンド>

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### <日本エクイティファンド、TOPIXファンド、225ファンド>

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

#### <北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド>

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

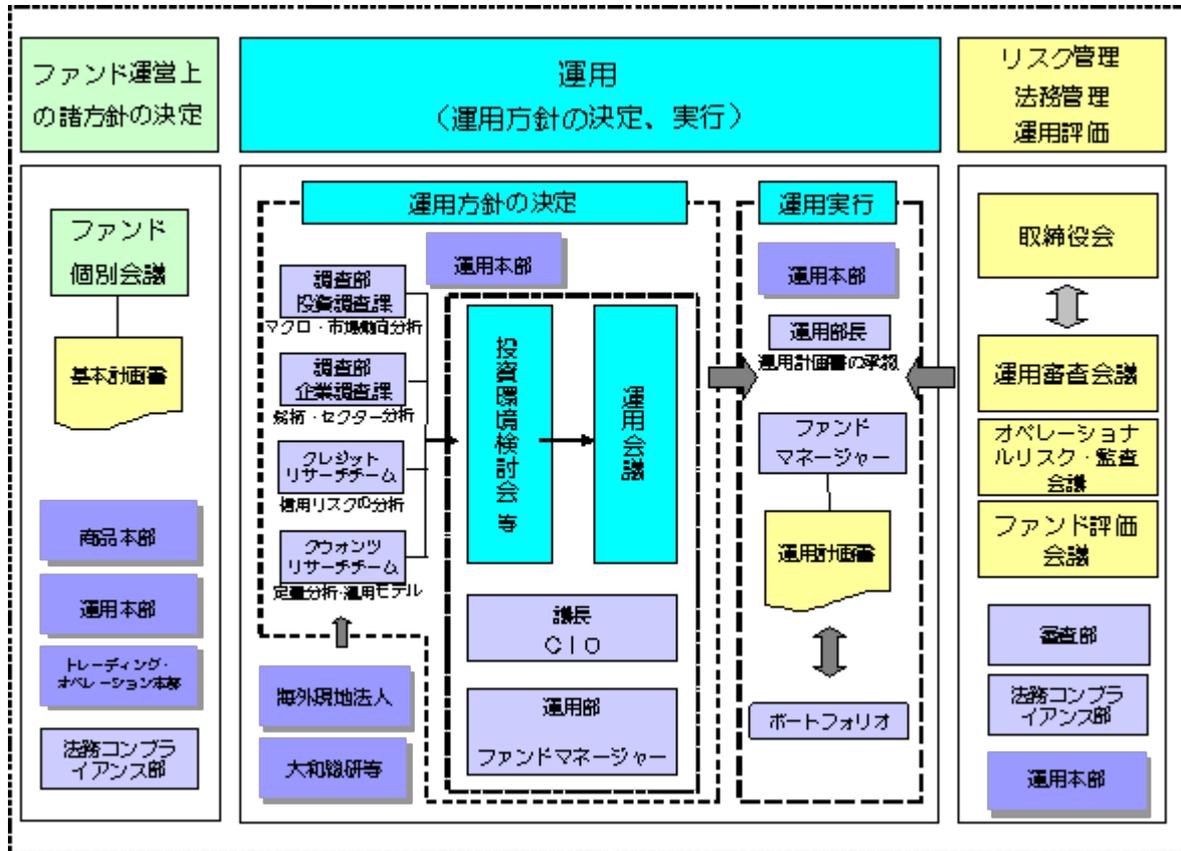
#### <各ファンド共通>

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

## 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

## イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

## ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

## ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成25年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

< TOPIXファンド、225ファンド以外の各ファンド >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## &lt; T O P I Xファンド、 2 2 5ファンド &gt;

分配対象額は、経費控除後の配当等収益等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 【投資制限】

株式（信託約款）<各ファンド共通>

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）<各ファンド共通>

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券（信託約款）<各ファンド共通>

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（信託約款）<各ファンド共通>

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等（信託約款）

<日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド>

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

< T O P I Xファンド、 2 2 5ファンド >

（日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンドのロ．と同規定）

信用取引（信託約款）

<日本エクイティファンド、 T O P I Xファンド、 2 2 5ファンド >

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド>

（規定なし）

先物取引等（信託約款）

<日本エクイティファンド>

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- 1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに

前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <TOPIXファンド、225ファンド>

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### <北米エクイティファンド>

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 八. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <アジア・エクイティ・ファンド>

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下本2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(信託約款)

<日本エクイティファンド>

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

< T O P I X ファンド、 2 2 5 ファンド >

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

< 北米エクイティファンド >

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ハ．（日本エクイティファンドと同規定）

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

< アジア・エクイティ・ファンド >

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．～ハ．（日本エクイティファンドと同規定）

ニ．（北米エクイティファンドと同規定）

ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

< 日本エクイティファンド >

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

< T O P I X ファンド、 2 2 5 ファンド >

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．（日本エクイティファンドと同規定）

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．～ホ．（日本エクイティファンドと同規定）

<北米エクイティファンド>

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<アジア・エクイティ・ファンド>

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．（北米エクイティファンドと同規定）

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．～ヘ．（北米エクイティファンドと同規定）

同一銘柄の転換社債等（信託約款）＜各ファンド共通＞

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

＜日本エクイティファンド、TOPIXファンド、225ファンド＞

外貨建資産への投資は、行ないません。

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

＜日本エクイティファンド、TOPIXファンド、225ファンド＞

（規定なし）

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（信託約款）

＜日本エクイティファンド、TOPIXファンド、225ファンド＞

（規定なし）

＜北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド＞

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等

の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

八．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）（各ファンド共通）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク（北米エクイティファンドおよびアジア・エクイティ・ファンド）

#### イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、保有する外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他（各ファンド共通）

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が当ファンドの追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、当ファンドの取得申込みの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社または販売会社が買取請求および一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合またはすでに受付けた買取請求および一部解約の実行の請求を取消したファンドがある場合には、販売会社は、当該各ファンドの振替受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金の手取金をもってする当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の取得申込みの受け付けの中止、すでに受付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして取扱います。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社は、当該各ファンドの受益権の取得申込みにかかる当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の一部解約の実行の請求の受け付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。

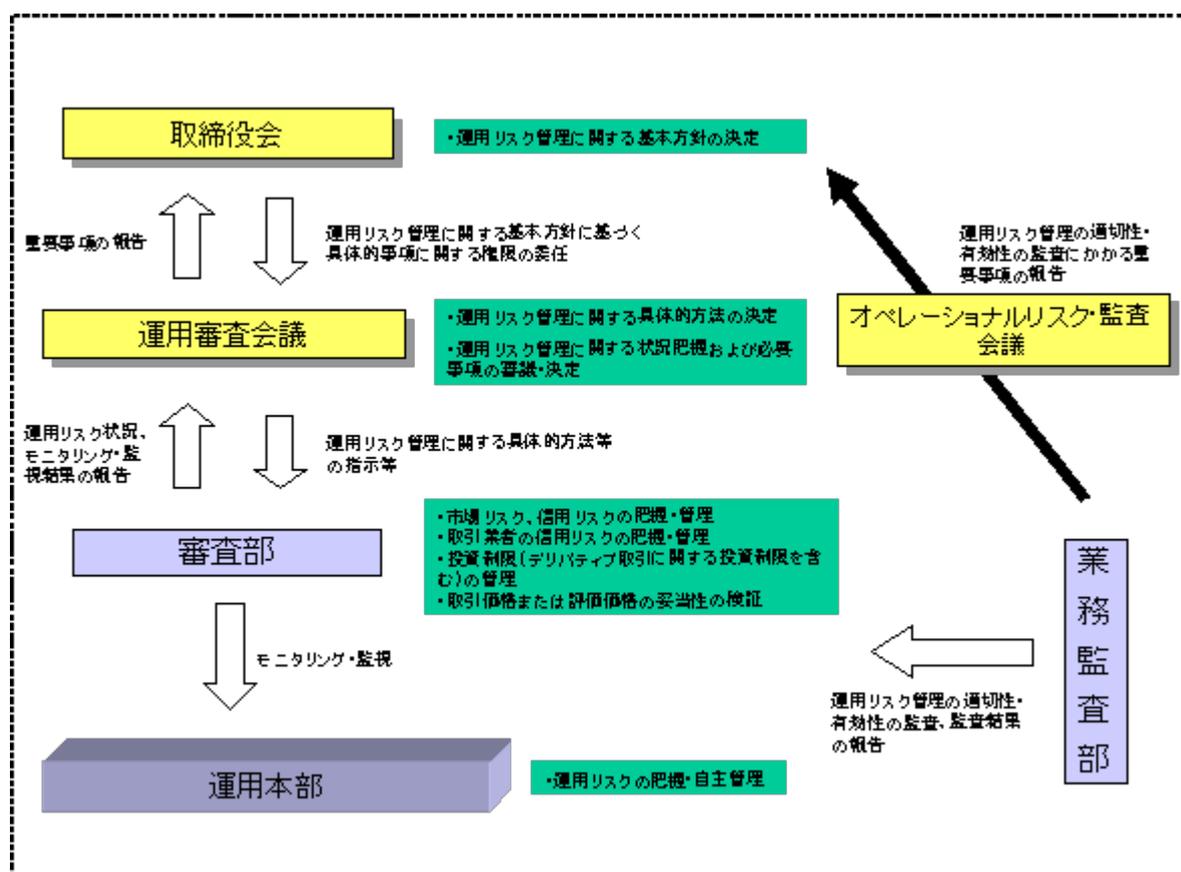
販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて振替受益権の買取りを中止するほか、すでに受付けた振替受益権の買取りの請求を取消すものとします。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受け付けたものとして取扱います。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託会社との協議に基づき、当ファンド（当該各ファンドを除きます。）の振替受益権の買取請求にかかる売却代金をもってする当該各ファンドの取得申込みにかかる買取請求の受け付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行なうものとします。

## (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (4) リスク管理体制



#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、各ファンドとも2.1%（税抜2.0%）（ただし、乗換えにかかる取得申込時の申込手数料については、徴収している販売会社はありません。）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、2.16%となります。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

<ベスト・パーティーの構成>



(注1) その他の「ベスト・パーティー」構成ファンドについては、販売会社にお問合わせ下さい。

(注2) 「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについては、追加もしくは償還となることまたは取得申込みの受け付けが停止となることがありますのでご注意ください。

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

ファンド	率
A：日本エクイティファンド、北米エクイティファンド、アジア・エクイティ・ファンド	年率1.596%（税抜1.52%）
B：TOPIXファンド、225ファンド	年率0.966%（税抜0.92%）

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、それぞれ年率1.6416%、年率0.9936%となります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社
上表Aの各ファンド	年率0.82% （税抜）	年率0.6% （税抜）	年率0.1% （税抜）

上表Bの各ファンド	年率0.3669% (税抜)	年率0.4731% (税抜)	年率0.08% (税抜)
-----------	-------------------	-------------------	-----------------

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( ) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20% ( 所得税15%および地方税5% ) の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除(日本エクイティファンド、TOPIXファンドおよび225ファンドのみ。))の適用があります。)を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5% ) となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20% ( 所得税15%および地方税5% ) の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5% ) となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、益金不算入制度（日本エクイティファンド、TOPIXファンドおよび225ファンドのみ。対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 上記は、平成26年1月1日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## 日本エクイティファンド

## (1) 【投資状況】（平成25年11月29日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,578,850,100	96.98
内 日本	1,578,850,100	96.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	49,219,780	3.02
純資産総額	1,628,069,880	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成25年11月29日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数 業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	12,800	6,300.00 80,640,000	6,380.00 81,664,000	5.02
2	本田技研	日本	株式	輸送用機器	10,000	4,103.30 41,033,068	4,330.00 43,300,000	2.66
3	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	63,000	658.00 41,454,000	659.00 41,517,000	2.55
4	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	7,100	5,080.00 36,068,000	5,070.00 35,997,000	2.21
5	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	4,300	7,805.70 33,564,549	8,290.00 35,647,000	2.19
6	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	4,100	8,420.00 34,522,000	8,390.00 34,399,000	2.11
7	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品 先物取引業	40,000	799.44 31,977,682	811.00 32,440,000	1.99
8	オリックス	日本	株式	その他金融業	16,000	1,762.00 28,192,000	1,865.00 29,840,000	1.83
9	住友不動産	日本	株式	不動産業	6,000	4,950.00 29,700,000	4,855.00 29,130,000	1.79
10	富士重工業	日本	株式	輸送用機器	9,000	2,804.00 25,236,000	2,892.00 26,028,000	1.60
11	クボタ	日本	株式	機械	14,000	1,673.74 23,432,482	1,751.00 24,514,000	1.51
12	ジャストシステム	日本	株式	情報・通信業	24,500	1,020.00 24,990,000	1,000.00 24,500,000	1.50
13	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	6,500	3,675.00 23,887,500	3,750.00 24,375,000	1.50

14	マツダ	日本	株式	輸送用機器	50,000	452.00 22,600,000	471.00 23,550,000	1.45
15	日本トリム	日本	株式	電気機器	2,800	8,510.00 23,828,000	8,400.00 23,520,000	1.44
16	朝日インテック	日本	株式	精密機器	3,100	7,050.00 21,855,000	7,040.00 21,824,000	1.34
17	全国保証	日本	株式	その他金融業	4,500	4,600.00 20,700,000	4,725.00 21,262,500	1.31
18	瑞光	日本	株式	機械	3,000	7,190.00 21,570,000	6,970.00 20,910,000	1.28
19	日立キャピタル	日本	株式	その他金融業	7,000	2,848.00 19,936,000	2,952.00 20,664,000	1.27
20	リゾートトラスト	日本	株式	サービス業	5,300	3,870.00 20,511,000	3,785.00 20,060,500	1.23
21	VTホールディングス	日本	株式	小売業	13,000	1,437.00 18,681,000	1,536.00 19,968,000	1.23
22	日本製紙	日本	株式	パルプ・紙	10,500	1,784.02 18,732,308	1,865.00 19,582,500	1.20
23	DOWAホールディングス	日本	株式	非鉄金属	18,000	1,003.00 18,054,000	1,039.00 18,702,000	1.15
24	パナソニック	日本	株式	電気機器	15,000	1,042.00 15,630,000	1,175.00 17,625,000	1.08
25	KDDI	日本	株式	情報・通信業	2,700	6,148.31 16,600,461	6,430.00 17,361,000	1.07
26	三菱地所	日本	株式	不動産業	6,000	2,876.00 17,256,000	2,844.00 17,064,000	1.05
27	イリソ電子工業	日本	株式	電気機器	3,600	4,436.64 15,971,927	4,685.00 16,866,000	1.04
28	日本電産	日本	株式	電気機器	1,700	9,120.00 15,504,000	9,890.00 16,813,000	1.03
29	ビジョン	日本	株式	その他製品	3,400	5,130.00 17,442,000	4,905.00 16,677,000	1.02
30	キーエンス	日本	株式	電気機器	400	40,050.00 16,020,000	41,150.00 16,460,000	1.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.98%
合計	96.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	4.56%
食料品	1.00%
パルプ・紙	1.20%
化学	6.81%
医薬品	0.74%
石油・石炭製品	1.25%
ゴム製品	2.28%

ガラス・土石製品	1.67%
鉄鋼	0.89%
非鉄金属	2.10%
金属製品	1.05%
機械	10.16%
電気機器	7.43%
輸送用機器	13.73%
精密機器	1.80%
その他製品	3.34%
陸運業	2.11%
海運業	0.33%
情報・通信業	5.71%
卸売業	0.67%
小売業	2.30%
銀行業	5.70%
証券、商品先物取引業	2.37%
その他金融業	5.97%
不動産業	5.44%
サービス業	6.35%
合計	96.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7計算期間末 (平成16年11月19日)	3,893,395,214	3,919,011,521	0.7599	0.7649
第8計算期間末 (平成17年11月21日)	4,332,980,132	4,538,165,789	1.0559	1.1059
第9計算期間末 (平成18年11月20日)	3,849,895,262	3,958,673,935	1.0618	1.0918
第10計算期間末 (平成19年11月19日)	3,075,310,737	3,075,310,737	1.0538	1.0538
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	1,542,274,778	1,542,274,778	0.5650	0.5650
第12計算期間末 (平成21年11月19日)	1,409,094,632	1,426,146,151	0.5785	0.5855
第13計算期間末 (平成22年11月19日)	1,292,256,192	1,298,924,117	0.5814	0.5844

第14計算期間末 (平成23年11月21日)	1,023,044,595	1,023,044,595	0.5123	0.5123
第15計算期間末 (平成24年11月19日)	940,788,857	956,724,953	0.5313	0.5403
平成24年11月末日	971,388,873	-	0.5462	-
12月末日	1,072,336,596	-	0.6074	-
平成25年1月末日	1,167,881,430	-	0.6673	-
2月末日	1,188,841,980	-	0.6852	-
3月末日	1,299,925,627	-	0.7543	-
4月末日	1,535,820,142	-	0.8867	-
5月末日	1,488,229,007	-	0.8709	-
6月末日	1,481,752,143	-	0.8701	-
7月末日	1,499,604,239	-	0.8831	-
8月末日	1,454,404,838	-	0.8637	-
9月末日	1,588,348,737	-	0.9516	-
10月末日	1,591,403,063	-	0.9650	-
第16計算期間末 (平成25年11月19日)	1,606,525,631	1,626,075,484	0.9861	0.9981
11月末日	1,628,069,880	-	0.9983	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0050
第8計算期間	0.0500
第9計算期間	0.0300
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0070
第13計算期間	0.0030
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0090
第16計算期間	0.0120

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第7計算期間	29.8
第8計算期間	45.5
第9計算期間	3.4
第10計算期間	0.8
第11計算期間	46.4
第12計算期間	3.6
第13計算期間	1.0
第14計算期間	11.9
第15計算期間	5.5
第16計算期間	87.9

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第7計算期間	464,785,270	1,328,577,431
第8計算期間	229,686,285	1,249,234,613
第9計算期間	540,066,593	1,017,823,953
第10計算期間	136,947,160	844,677,222
第11計算期間	41,432,311	230,079,295
第12計算期間	15,152,125	308,799,459
第13計算期間	19,216,459	232,505,955
第14計算期間	38,845,584	264,662,041
第15計算期間	6,092,910	232,240,993
第16計算期間	118,140,705	259,663,610

## T O P I X フ ァ ン ド

### (1) 投資状況 (平成25年11月29日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	878,857,530	97.54
内 日本	878,857,530	97.54
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,159,784	2.46
純資産総額	901,017,314	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	25,250,000	2.80
内 日本	25,250,000	2.80

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (2) 投資資産 (平成25年11月29日現在)

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	6,700	6,300.00 42,210,000	6,380.00 42,746,000	4.74
2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	35,900	658.00 23,622,200	659.00 23,658,100	2.63
3	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	2,400	7,720.00 18,528,000	8,290.00 19,896,000	2.21
4	本田技研	日本	株式	輸送用機器	4,300	4,095.00 17,608,500	4,330.00 18,619,000	2.07

5	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	3,600	5,080.00 18,288,000	5,070.00 18,252,000	2.03
6	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	60,900	219.00 13,337,100	215.00 13,093,500	1.45
7	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	3,000	3,700.00 11,100,000	3,460.00 10,380,000	1.15
8	KDDI	日本	株式	情報・通信業	1,500	6,080.00 9,120,000	6,430.00 9,645,000	1.07
9	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	1,800	5,250.00 9,450,000	5,140.00 9,252,000	1.03
10	キヤノン	日本	株式	電気機器	2,700	3,235.00 8,734,500	3,410.00 9,207,000	1.02
11	日立	日本	株式	電気機器	12,000	695.00 8,340,000	755.00 9,060,000	1.01
12	武田薬品	日本	株式	医薬品	1,800	4,800.00 8,640,000	4,975.00 8,955,000	0.99
13	ファナック	日本	株式	電気機器	500	16,850.00 8,425,000	17,240.00 8,620,000	0.96
14	三菱地所	日本	株式	不動産業	3,000	2,876.00 8,628,000	2,844.00 8,532,000	0.95
15	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品 先物取引業	9,900	798.00 7,900,200	811.00 8,028,900	0.89
16	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	900	8,420.00 7,578,000	8,390.00 7,551,000	0.84
17	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	2,000	3,765.00 7,530,000	3,770.00 7,540,000	0.84
18	三菱商事	日本	株式	卸売業	3,700	2,007.00 7,425,900	2,015.00 7,455,500	0.83
19	新日鐵住金	日本	株式	鉄鋼	21,000	341.00 7,161,000	332.00 6,972,000	0.77
20	三井不動産	日本	株式	不動産業	2,000	3,480.00 6,960,000	3,475.00 6,950,000	0.77
21	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	1,100	6,150.00 6,765,000	6,070.00 6,677,000	0.74
22	パナソニック	日本	株式	電気機器	5,600	1,042.00 5,835,200	1,175.00 6,580,000	0.73
23	NTTドコモ	日本	株式	情報・通信業	3,900	1,607.00 6,267,300	1,650.00 6,435,000	0.71
24	デンソー	日本	株式	輸送用機器	1,200	4,865.00 5,838,000	5,130.00 6,156,000	0.68
25	東京海上HD	日本	株式	保険業	1,800	3,430.00 6,174,000	3,400.00 6,120,000	0.68
26	三井物産	日本	株式	卸売業	4,300	1,409.00 6,058,700	1,419.00 6,101,700	0.68
27	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	6,500	926.00 6,019,000	936.00 6,084,000	0.68
28	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	1,600	3,675.00 5,880,000	3,750.00 6,000,000	0.67
29	三菱電機	日本	株式	電気機器	5,000	1,141.00 5,705,000	1,183.00 5,915,000	0.66

30	三菱重工業	日本	株式	機械	9,000	624.00 5,616,000	657.00 5,913,000	0.66
----	-------	----	----	----	-------	---------------------	---------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.54%
合計	97.54%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.09%
鉱業	0.39%
建設業	2.77%
食料品	3.61%
繊維製品	0.72%
パルプ・紙	0.19%
化学	5.41%
医薬品	4.08%
石油・石炭製品	0.68%
ゴム製品	0.95%
ガラス・土石製品	1.28%
鉄鋼	1.60%
非鉄金属	1.05%
金属製品	0.71%
機械	5.17%
電気機器	11.16%
輸送用機器	11.84%
精密機器	1.35%
その他製品	1.48%
電気・ガス業	2.20%
陸運業	3.88%
海運業	0.37%
空運業	0.44%
倉庫・運輸関連業	0.18%
情報・通信業	6.95%
卸売業	4.32%
小売業	4.13%
銀行業	9.73%
証券、商品先物取引業	1.82%
保険業	2.24%
その他金融業	1.43%
不動産業	3.35%
サービス業	1.98%
合計	97.54%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX先物 2013年12月	買建	2	24,780,000	25,250,000	2.80%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7計算期間末 (平成16年11月19日)	1,028,603,393	1,037,028,251	0.8546	0.8616
第8計算期間末 (平成17年11月21日)	1,192,648,481	1,200,834,945	1.1655	1.1735
第9計算期間末 (平成18年11月20日)	1,156,240,321	1,157,228,917	1.1696	1.1706
第10計算期間末 (平成19年11月19日)	1,028,794,820	1,028,794,820	1.1135	1.1135
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	610,706,120	610,706,120	0.6411	0.6411
第12計算期間末 (平成21年11月19日)	619,784,980	627,438,687	0.6478	0.6558
第13計算期間末 (平成22年11月19日)	646,966,295	652,709,103	0.6759	0.6819
第14計算期間末 (平成23年11月21日)	549,829,935	549,829,935	0.5673	0.5673
第15計算期間末 (平成24年11月19日)	574,850,875	586,333,104	0.6008	0.6128
平成24年11月末日	594,413,928	-	0.6161	-
12月末日	651,288,610	-	0.6776	-
平成25年1月末日	711,606,670	-	0.7398	-
2月末日	738,908,910	-	0.7678	-
3月末日	794,863,694	-	0.8217	-
4月末日	891,906,381	-	0.9237	-
5月末日	835,505,419	-	0.9001	-
6月末日	831,233,956	-	0.9000	-
7月末日	823,718,650	-	0.8983	-
8月末日	802,597,410	-	0.8776	-
9月末日	871,384,295	-	0.9540	-
10月末日	870,181,470	-	0.9538	-
第16計算期間末 (平成25年11月19日)	886,006,676	899,676,097	0.9723	0.9873

11月末日	901,017,314	-	0.9894	-
-------	-------------	---	--------	---

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0070
第8計算期間	0.0080
第9計算期間	0.0010
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0080
第13計算期間	0.0060
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0120
第16計算期間	0.0150

## 収益率の推移

	収益率(%)
第7計算期間	16.8
第8計算期間	37.3
第9計算期間	0.4
第10計算期間	4.8
第11計算期間	42.4
第12計算期間	2.3
第13計算期間	5.3
第14計算期間	16.1
第15計算期間	8.0
第16計算期間	64.3

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第7計算期間	57,694,419	139,582,983
第8計算期間	70,382,433	250,625,621
第9計算期間	104,209,650	138,921,686
第10計算期間	36,849,875	101,516,076
第11計算期間	82,396,769	53,701,869
第12計算期間	31,047,292	26,958,655
第13計算期間	20,456,883	20,035,448
第14計算期間	31,740,228	19,590,728
第15計算期間	16,458,152	28,890,034
第16計算期間	79,057,363	124,615,006

## 2 2 5 ファンド

## (1) 投資状況(平成25年11月29日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	399,482,000	72.18
内 日本	399,482,000	72.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	154,007,957	27.82
純資産総額	553,489,957	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	152,678,000	27.58
内 日本	152,678,000	27.58

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2) 投資資産（平成25年11月29日現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数業種は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	1,000	35,950.00 35,950,000	38,800.00 38,800,000	7.01
2	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	3,000	7,720.00 23,160,000	8,290.00 24,870,000	4.49
3	ファナック	日本	株式	電気機器	1,000	16,850.00 16,850,000	17,240.00 17,240,000	3.11
4	KDDI	日本	株式	情報・通信業	2,000	6,080.00 12,160,000	6,430.00 12,860,000	2.32
5	京セラ	日本	株式	電気機器	2,000	5,140.00 10,280,000	5,420.00 10,840,000	1.96
6	本田技研	日本	株式	輸送用機器	2,000	4,095.00 8,190,000	4,330.00 8,660,000	1.56
7	ダイキン工業	日本	株式	機械	1,000	6,190.00 6,190,000	6,500.00 6,500,000	1.17
8	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	1,000	6,300.00 6,300,000	6,380.00 6,380,000	1.15
9	セコム	日本	株式	サービス業	1,000	6,220.00 6,220,000	6,320.00 6,320,000	1.14
10	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	1,000	6,150.00 6,150,000	6,070.00 6,070,000	1.10
11	信越化学	日本	株式	化学	1,000	5,860.00 5,860,000	5,920.00 5,920,000	1.07
12	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1,000	5,310.00 5,310,000	5,550.00 5,550,000	1.00
13	テルモ	日本	株式	精密機器	1,000	5,220.00 5,220,000	5,350.00 5,350,000	0.97

14	日東電工	日本	株式	化学	1,000	5,310.00 5,310,000	5,210.00 5,210,000	0.94
15	デンソー	日本	株式	輸送用機器	1,000	4,865.00 4,865,000	5,130.00 5,130,000	0.93
16	キヤノン	日本	株式	電気機器	1,500	3,235.00 4,852,500	3,410.00 5,115,000	0.92
17	武田薬品	日本	株式	医薬品	1,000	4,800.00 4,800,000	4,975.00 4,975,000	0.90
18	住友不動産	日本	株式	不動産業	1,000	4,950.00 4,950,000	4,855.00 4,855,000	0.88
19	T D K	日本	株式	電気機器	1,000	4,290.00 4,290,000	4,780.00 4,780,000	0.86
20	電通	日本	株式	サービス業	1,000	4,035.00 4,035,000	4,260.00 4,260,000	0.77
21	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	1,000	3,920.00 3,920,000	4,010.00 4,010,000	0.72
22	エーザイ	日本	株式	医薬品	1,000	3,985.00 3,985,000	4,000.00 4,000,000	0.72
23	日揮	日本	株式	建設業	1,000	3,795.00 3,795,000	3,815.00 3,815,000	0.69
24	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	1,000	3,765.00 3,765,000	3,770.00 3,770,000	0.68
25	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	1,000	3,675.00 3,675,000	3,750.00 3,750,000	0.68
26	NTTデータ	日本	株式	情報・通信業	1,000	3,645.00 3,645,000	3,685.00 3,685,000	0.67
27	三井不動産	日本	株式	不動産業	1,000	3,480.00 3,480,000	3,475.00 3,475,000	0.63
28	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	1,000	3,700.00 3,700,000	3,460.00 3,460,000	0.63
29	オリンパス	日本	株式	精密機器	1,000	3,280.00 3,280,000	3,445.00 3,445,000	0.62
30	花王	日本	株式	化学	1,000	3,385.00 3,385,000	3,365.00 3,365,000	0.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	72.18%
合計	72.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.07%
鉱業	0.09%
建設業	2.16%
食料品	3.00%
繊維製品	0.39%
パルプ・紙	0.21%
化学	4.95%

医薬品	4.39%
石油・石炭製品	0.30%
ゴム製品	0.87%
ガラス・土石製品	1.26%
鉄鋼	0.23%
非鉄金属	1.10%
金属製品	0.41%
機械	3.74%
電気機器	11.82%
輸送用機器	5.43%
精密機器	2.08%
その他製品	0.63%
電気・ガス業	0.22%
陸運業	1.62%
海運業	0.18%
空運業	0.04%
倉庫・運輸関連業	0.29%
情報・通信業	8.90%
卸売業	1.70%
小売業	8.84%
銀行業	0.97%
証券、商品先物取引業	0.54%
保険業	0.75%
その他金融業	0.52%
不動産業	2.44%
サービス業	2.04%
合計	72.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	日経225mini先物 2013年 12月	買建	97	146,942,266	152,678,000	27.58%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7計算期間末 (平成16年11月19日)	995,906,316	1,002,876,492	0.6430	0.6475

第8計算期間末 (平成17年11月21日)	1,051,816,129	1,058,037,502	0.8453	0.8503
第9計算期間末 (平成18年11月20日)	951,239,712	956,536,731	0.8979	0.9029
第10計算期間末 (平成19年11月19日)	728,474,610	728,474,610	0.8621	0.8621
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	488,469,159	488,469,159	0.4775	0.4775
第12計算期間末 (平成21年11月19日)	567,562,014	574,813,092	0.5479	0.5549
第13計算期間末 (平成22年11月19日)	598,580,729	604,858,915	0.5721	0.5781
第14計算期間末 (平成23年11月21日)	488,007,348	488,007,348	0.4817	0.4817
第15計算期間末 (平成24年11月19日)	522,383,885	531,339,789	0.5250	0.5340
平成24年11月末日	542,715,542	-	0.5416	-
12月末日	586,078,841	-	0.5963	-
平成25年1月末日	616,095,131	-	0.6381	-
2月末日	624,677,271	-	0.6621	-
3月末日	674,301,213	-	0.7148	-
4月末日	743,632,259	-	0.7986	-
5月末日	703,175,620	-	0.7911	-
6月末日	552,555,213	-	0.7867	-
7月末日	521,699,193	-	0.7838	-
8月末日	509,090,941	-	0.7680	-
9月末日	547,820,235	-	0.8335	-
10月末日	539,435,969	-	0.8258	-
第16計算期間末 (平成25年11月19日)	544,982,852	550,673,953	0.8618	0.8708
11月末日	553,489,957	-	0.8929	-

### 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0045
第8計算期間	0.0050
第9計算期間	0.0050
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0070
第13計算期間	0.0060
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0090
第16計算期間	0.0090

### 収益率の推移

	収益率(%)
第7計算期間	15.0
第8計算期間	32.2
第9計算期間	6.8
第10計算期間	4.0
第11計算期間	44.6
第12計算期間	16.2
第13計算期間	5.5
第14計算期間	15.8
第15計算期間	10.9
第16計算期間	65.9

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第7計算期間	156,732,746	460,568,051
第8計算期間	84,830,020	389,483,444
第9計算期間	120,467,053	305,337,878
第10計算期間	92,227,541	306,582,735
第11計算期間	251,496,209	73,646,799
第12計算期間	106,513,049	93,542,868
第13計算期間	178,970,870	168,474,732
第14計算期間	55,351,177	88,693,368
第15計算期間	58,139,595	76,061,379
第16計算期間	146,933,886	509,689,734

北米エクイティファンド

## (1) 投資状況（平成25年11月29日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	440,825,269	95.74
内 ノルウェー	8,773,297	1.91
内 オランダ	3,376,787	0.73
内 カナダ	32,932,977	7.15
内 アメリカ	395,742,208	85.95
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	19,607,284	4.26
純資産総額	460,432,553	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成25年11月29日現在）

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数業種は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	情報技術	180	105,651.35 19,017,243	108,883.72 19,599,071	4.26
2	PRICELINE.COM INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	150	115,522.59 17,328,389	121,591.99 18,238,800	3.96
3	CVS CAREMARK CORP	アメリカ	株式	生活必需品	2,400	6,702.36 16,085,676	6,837.55 16,410,142	3.56
4	B/E AEROSPACE INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	1,800	8,744.61 15,740,315	8,963.79 16,134,837	3.50
5	TJX COMPANIES INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	2,300	6,400.22 14,720,519	6,479.08 14,901,905	3.24
6	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技術	700	20,473.75 14,331,631	20,892.65 14,624,859	3.18
7	UNITED RENTALS INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	2,000	6,927.68 13,855,378	7,055.71 14,111,428	3.06
8	GNC HOLDINGS INC-CL A	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	2,200	6,120.61 13,465,362	6,202.55 13,645,621	2.96
9	AMERICAN EXPRESS CO	アメリカ	株式	金融	1,500	8,433.26 12,649,894	8,766.12 13,149,192	2.86
10	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	1,000	12,630.43 12,630,434	12,841.41 12,841,420	2.79
11	PFIZER INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	3,600	3,279.48 11,806,158	3,265.14 11,754,539	2.55
12	FEDEX CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	800	14,045.87 11,236,703	14,324.46 11,459,569	2.49
13	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	1,900	5,906.56 11,222,467	5,943.43 11,292,522	2.45
14	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	アメリカ	株式	金融	1,200	9,079.53 10,895,440	9,144.05 10,972,869	2.38
15	METLIFE INC	アメリカ	株式	金融	2,000	5,344.27 10,688,551	5,366.80 10,733,616	2.33
16	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	1,100	9,658.20 10,624,027	9,727.85 10,700,637	2.32
17	DANAHER CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	1,300	7,635.41 9,926,034	7,718.37 10,033,883	2.18
18	DOW CHEMICAL	アメリカ	株式	素材	2,500	4,083.48 10,208,714	4,004.62 10,011,555	2.17
19	WELLS FARGO & CO	アメリカ	株式	金融	2,200	4,446.05 9,781,315	4,534.13 9,975,093	2.17
20	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	アメリカ	株式	金融	1,800	5,318.67 9,573,607	5,455.91 9,820,644	2.13
21	INTERNATIONAL PAPER CO	アメリカ	株式	素材	2,000	4,637.57 9,275,155	4,786.08 9,572,173	2.08
22	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	1,200	7,341.46 8,809,759	7,615.95 9,139,141	1.98
23	SEADRILL LTD	ノルウェー	株式	エネルギー	2,000	4,699.02 9,398,059	4,386.64 8,773,297	1.91

24	FASTENAL CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	1,800	4,802.47 8,644,453	4,754.33 8,557,806	1.86
25	FORD MOTOR CO	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	4,800	1,739.09 8,347,640	1,744.21 8,372,220	1.82
26	ENTREC CORP	カナダ	株式	資本財・サービス	54,000	140.33 7,577,874	150.97 8,152,747	1.77
27	CUMMINS INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	600	13,579.86 8,147,921	13,583.96 8,150,379	1.77
28	MARTINREA INTERNATIONAL INC	カナダ	株式	一般消費財・サービス	9,300	1,077.16 10,017,601	840.05 7,812,469	1.70
29	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	アメリカ	株式	生活必需品	1,000	7,462.32 7,462,321	7,707.10 7,707,105	1.67
30	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	1,000	7,064.93 7,064,932	7,643.60 7,643,605	1.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.74%
合計	95.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.99%
素材	4.25%
資本財・サービス	25.47%
一般消費財・サービス	18.33%
生活必需品	8.03%
ヘルスケア	11.21%
金融	14.64%
情報技術	9.83%
合計	95.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第7計算期間末 (平成16年11月19日)	398,826,637	402,329,748	0.9577	0.9661

第8計算期間末 (平成17年11月21日)	423,569,704	493,343,293	1.0841	1.2627
第9計算期間末 (平成18年11月20日)	481,160,267	509,637,750	1.1537	1.2220
第10計算期間末 (平成19年11月19日)	474,532,812	482,113,590	1.1680	1.1867
第11計算期間末 (平成20年11月19日)	261,078,189	261,078,189	0.6351	0.6351
第12計算期間末 (平成21年11月19日)	294,670,876	298,830,577	0.7075	0.7175
第13計算期間末 (平成22年11月19日)	297,387,296	297,387,296	0.7168	0.7168
第14計算期間末 (平成23年11月21日)	252,820,658	252,820,658	0.6045	0.6045
第15計算期間末 (平成24年11月19日)	292,366,708	296,525,870	0.7029	0.7129
平成24年11月末日	307,396,769	-	0.7374	-
12月末日	321,890,666	-	0.7718	-
平成25年1月末日	357,631,569	-	0.8464	-
2月末日	364,127,271	-	0.8563	-
3月末日	375,939,618	-	0.8922	-
4月末日	393,233,030	-	0.9426	-
5月末日	430,659,411	-	1.0179	-
6月末日	407,527,218	-	0.9692	-
7月末日	420,521,371	-	1.0036	-
8月末日	409,210,399	-	0.9810	-
9月末日	418,527,948	-	1.0080	-
10月末日	442,426,504	-	1.0615	-
第16計算期間末 (平成25年11月19日)	448,885,617	457,172,440	1.0834	1.1034
11月末日	460,432,553	-	1.1213	-

### 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0085
第8計算期間	0.1800
第9計算期間	0.0700
第10計算期間	0.0200
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0100
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0100
第16計算期間	0.0200

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

### 収益率の推移

	収益率(%)
第7計算期間	10.0
第8計算期間	32.0
第9計算期間	12.9
第10計算期間	3.0
第11計算期間	45.6
第12計算期間	13.0
第13計算期間	1.3
第14計算期間	15.7
第15計算期間	17.9
第16計算期間	57.0

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第7計算期間	35,838,680	44,743,847
第8計算期間	44,558,381	70,295,773
第9計算期間	71,111,709	44,767,721
第10計算期間	46,399,407	57,185,115
第11計算期間	26,823,343	21,974,099
第12計算期間	17,061,637	11,704,566
第13計算期間	14,872,461	16,465,052
第14計算期間	17,149,861	13,784,066
第15計算期間	7,840,801	10,166,352
第16計算期間	79,110,222	80,685,258

アジア・エクイティ・ファンド

## (1) 投資状況（平成25年11月29日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	303,844,525	93.18
内 韓国	20,274,872	6.22
内 中国	7,283,994	2.23
内 台湾	10,590,771	3.25
内 香港	46,529,055	14.27
内 タイ	1,512,060	0.46
内 シンガポール	27,989,518	8.58
内 マレーシア	1,869,710	0.57
内 インドネシア	7,669,480	2.35
内 アメリカ	3,566,700	1.09
内 オーストラリア	176,558,365	54.14
投資証券	1,403,181	0.43
内 オーストラリア	1,403,181	0.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	20,844,724	6.39

純資産総額	326,092,430	100.00
-------	-------------	--------

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成25年11月29日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数 業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	株式	金融	7,000	3,059.53 21,416,777	3,071.64 21,501,480	6.59
2	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリア	株式	金融	6,500	3,198.22 20,788,487	3,214.98 20,897,391	6.41
3	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	6,000	3,532.38 21,194,316	3,461.64 20,769,871	6.37
4	WESFARMERS LTD	オーストラリア	株式	生活必需品	4,345	4,096.45 17,799,079	4,005.23 17,402,735	5.34
5	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	オーストラリア	株式	金融	5,700	2,987.86 17,030,848	2,982.28 16,999,014	5.21
6	COMMONWEALTH BANK	オーストラリア	株式	金融	2,000	7,198.80 14,397,614	7,262.10 14,524,203	4.45
7	RIO TINTO LTD	オーストラリア	株式	素材	2,300	6,110.70 14,054,615	5,996.21 13,791,291	4.23
8	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	株式	金融	6,700	1,387.20 9,294,240	1,398.62 9,370,781	2.87
9	SUNCORP GROUP LTD	オーストラリア	株式	金融	7,000	1,237.96 8,665,748	1,238.89 8,672,264	2.66
10	WINS TECHNET CO LTD	韓国	株式	情報技術	4,500	1,841.10 8,284,950	1,778.11 8,001,518	2.45
11	HUTCHISON WHAMPOA LTD	香港	株式	資本財・サービス	6,000	1,266.17 7,597,071	1,309.77 7,858,629	2.41
12	LENOVO GROUP LTD	中国	株式	情報技術	60,000	124.96 7,497,996	121.39 7,283,994	2.23
13	WHARF HOLDINGS LTD	香港	株式	金融	8,000	867.89 6,943,176	856.00 6,848,064	2.10
14	DUET GROUP	オーストラリア	株式	公益事業	32,000	200.12 6,403,904	197.32 6,314,547	1.94
15	MACQUARIE GROUP LTD	オーストラリア	株式	金融	1,200	4,990.94 5,989,140	5,055.17 6,066,210	1.86
16	GWA GROUP LTD	オーストラリア	株式	資本財・サービス	21,000	285.19 5,989,417	283.89 5,961,774	1.83
17	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	香港	株式	資本財・サービス	25,000	202.11 5,052,825	221.92 5,548,200	1.70
18	SUN HUNG KAI PROPERTIES	香港	株式	金融	4,000	1,321.00 5,284,000	1,315.05 5,260,222	1.61
19	AIA GROUP LTD	香港	株式	金融	10,000	519.15 5,191,530	520.47 5,204,740	1.60
20	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	シンガポール	株式	金融	6,000	855.16 5,131,008	856.80 5,140,800	1.58

21	HANG SENG BANK LTD	香港	株式	金融	3,000	1,657.85 4,973,565	1,672.38 5,017,158	1.54
22	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費財・サービス	200	24,612.60 4,922,520	24,709.50 4,941,900	1.52
23	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	香港	株式	金融	3,000	1,639.36 4,918,083	1,634.07 4,902,231	1.50
24	HYFLUX LTD	シンガポール	株式	公益事業	47,000	97.10 4,563,888	95.88 4,506,360	1.38
25	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	香港	株式	金融	13,000	342.13 4,447,807	344.78 4,482,153	1.37
26	SRI REJEKI ISMAN TBK PT	インドネシア	株式	一般消費財・サービス	2,000,000	2.26 4,531,670	2.15 4,300,000	1.32
27	CATHAY FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融	26,304	154.66 4,068,229	161.23 4,241,152	1.30
28	SIRTEX MEDICAL LTD	オーストラリア	株式	ヘルスケア	3,606	1,122.54 4,047,897	1,116.96 4,027,758	1.24
29	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	シンガポール	株式	資本財・サービス	45,000	85.68 3,855,600	86.49 3,892,320	1.19
30	CSL LTD	オーストラリア	株式	ヘルスケア	600	6,292.20 3,775,325	6,426.24 3,855,746	1.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	93.18%
投資証券	0.43%
合計	93.61%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
素材	10.60%
資本財・サービス	9.27%
一般消費財・サービス	6.93%
生活必需品	5.34%
ヘルスケア	3.41%
金融	43.98%
情報技術	6.63%
電気通信サービス	2.30%
公益事業	4.25%
その他	0.46%
合計	93.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (平成16年11月19日)	308,061,530	339,292,342	1.0759	1.1850
第6計算期間末 (平成17年11月21日)	395,233,893	443,261,656	1.2252	1.3741
第7計算期間末 (平成18年11月20日)	396,661,123	454,223,998	1.3726	1.5718
第8計算期間末 (平成19年11月19日)	743,712,451	857,319,447	1.6353	1.8851
第9計算期間末 (平成20年11月19日)	247,285,515	247,285,515	0.6225	0.6225
第10計算期間末 (平成21年11月19日)	439,222,745	448,918,159	1.0802	1.1040
第11計算期間末 (平成22年11月19日)	428,077,197	437,448,943	1.0963	1.1203
第12計算期間末 (平成23年11月21日)	301,609,761	301,609,761	0.8564	0.8564
第13計算期間末 (平成24年11月19日)	308,590,225	318,098,792	0.9736	1.0036
平成24年11月末日	330,310,400	-	1.0200	-
12月末日	353,396,482	-	1.1017	-
平成25年1月末日	387,422,557	-	1.2146	-
2月末日	397,971,809	-	1.2486	-
3月末日	389,268,433	-	1.2755	-
4月末日	405,812,428	-	1.3660	-
5月末日	370,603,304	-	1.3267	-
6月末日	326,239,295	-	1.2027	-
7月末日	320,109,505	-	1.2144	-
8月末日	307,715,221	-	1.1927	-
9月末日	329,538,437	-	1.2796	-
10月末日	333,990,828	-	1.3373	-
第14計算期間末 (平成25年11月19日)	325,490,680	334,448,588	1.3081	1.3441
11月末日	326,092,430	-	1.3119	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.1100
第6計算期間	0.1500
第7計算期間	0.2000
第8計算期間	0.2500
第9計算期間	0.0000

第10計算期間	0.0240
第11計算期間	0.0240
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0300
第14計算期間	0.0360

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

#### 収益率の推移

	収益率(%)
第5計算期間	17.4
第6計算期間	27.8
第7計算期間	28.4
第8計算期間	37.4
第9計算期間	61.9
第10計算期間	77.4
第11計算期間	3.7
第12計算期間	21.9
第13計算期間	17.2
第14計算期間	38.1

#### (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5計算期間	84,825,792	156,377,165
第6計算期間	149,277,180	113,028,449
第7計算期間	208,697,713	242,299,217
第8計算期間	366,643,720	200,832,589
第9計算期間	118,641,102	176,216,195
第10計算期間	55,758,442	46,363,352
第11計算期間	49,342,838	65,464,078
第12計算期間	28,041,987	66,329,205
第13計算期間	8,715,131	43,965,073
第14計算期間	52,837,546	120,959,023

[次へ](#)

## (参考情報)

## 日本エクイティファンド

2013年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,983円
純資産総額	16億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	4.7%
3カ月間	17.0%
6カ月間	16.0%
1年間	85.0%
3年間	78.4%
5年間	84.4%
設定来	112.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 120円 設定来分配金合計額: 10,200円

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	02年11月	03年11月	04年11月	05年11月	06年11月	07年11月	08年11月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年11月
分配金	0円	40円	50円	500円	300円	0円	0円	70円	30円	0円	90円	120円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

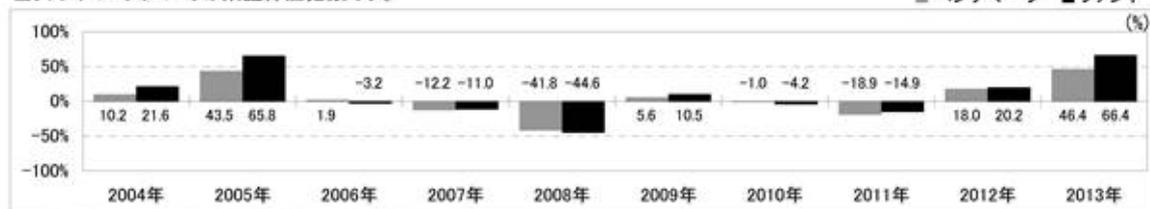
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	112	97.0%	輸送用機器	13.7%	トヨタ自動車	輸送用機器	5.0%
国内株式先物	-	-	機械	10.2%	本田技研	輸送用機器	2.7%
不動産投資信託等	-	-	電気機器	7.4%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.6%
コール・ローン、その他	-	3.0%	化学	6.8%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	2.2%
合計	112	100.0%	サービス業	6.3%	ソフトバンク	情報・通信業	2.2%
株式市場・上場別構成			その他金融業	6.0%	東日本旅客鉄道	陸運業	2.1%
一部(東証・名証)		84.3%	情報・通信業	5.7%	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2.0%
二部(東証・名証)		4.7%	銀行業	5.7%	オリックス	その他金融業	1.8%
新興市場他		8.0%	不動産業	5.4%	住友不動産	不動産業	1.8%
その他		-	その他	29.7%	富士重工業	輸送用機器	1.6%
合計		97.0%	合計	97.0%	合計		24.0%

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証株価指数です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は11月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## TOPIXファンド

2013年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,894円
純資産総額	9.0億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	5.3%
3か月間	14.5%
6か月間	11.6%
1年間	63.1%
3年間	53.2%
5年間	62.0%
設定来	7.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 150円 設定来分配金合計額: 685円

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	02年11月	03年11月	04年11月	05年11月	06年11月	07年11月	08年11月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年11月
分配金	0円	55円	70円	80円	10円	0円	0円	80円	60円	0円	120円	150円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

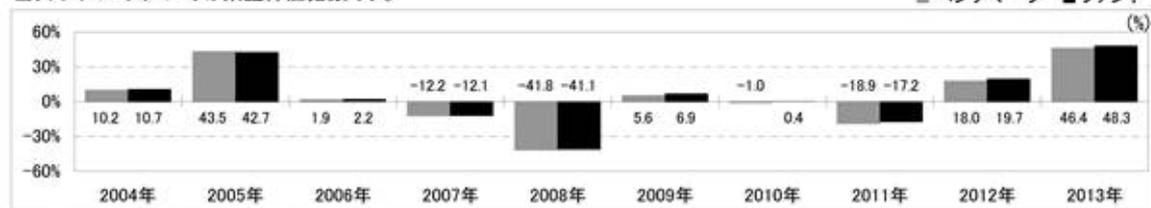
資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	700	97.5%	輸送用機器	11.8%	トヨタ自動車	輸送用機器	4.7%
国内株式先物	1	2.8%	電気機器	11.2%	TOPIX先物 2512月	-	2.8%
不動産投資信託等	-	-	銀行業	9.7%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.6%
コール・ローン、その他	-	2.5%	情報・通信業	7.0%	ソフトバンク	情報・通信業	2.2%
合計	701	-	化学	5.4%	本田技研	輸送用機器	2.1%
株式市場・上場別構成			機械	5.2%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	2.0%
一部(東証・名証)		97.5%	卸売業	4.3%	みずほフィナンシャルG	銀行業	1.5%
二部(東証・名証)		-	小売業	4.1%	日本たばこ産業	食料品	1.2%
新興市場他		-	医薬品	4.1%	KDDI	情報・通信業	1.1%
その他		-	その他	34.8%	日本電信電話	情報・通信業	1.0%
合計		97.5%	合計	97.5%	合計		21.2%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証株価指数です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は11月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 225ファンド

2013年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,929円
純資産総額	5.5億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	9.3%
3カ月間	17.5%
6カ月間	14.0%
1年間	66.6%
3年間	61.9%
5年間	91.2%
設定来	-3.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 90円

設定来分配金合計額: 545円

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	02年11月	03年11月	04年11月	05年11月	06年11月	07年11月	08年11月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年11月
分配金	0円	35円	45円	50円	50円	0円	0円	70円	60円	0円	90円	90円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

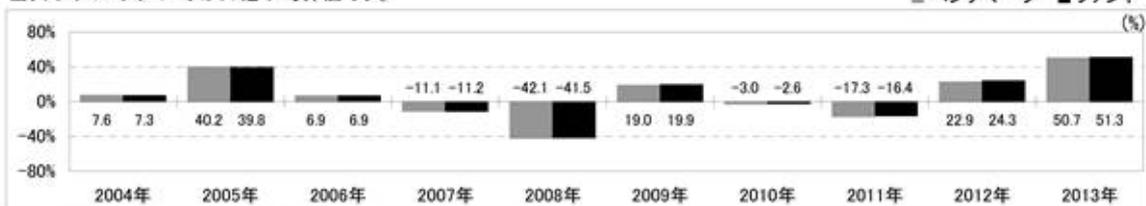
資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	225	72.2%	電気機器	11.8%	225ミニ先物 2512月	-	27.6%
国内株式先物	1	27.6%	情報・通信業	8.9%	ファーストリテイリング	小売業	7.0%
不動産投資信託等	-	-	小売業	8.8%	ソフトバンク	情報・通信業	4.5%
コール・ローン、その他	-	27.8%	輸送用機器	5.4%	ファナック	電気機器	3.1%
合計	226	-	化学	5.0%	KDDI	情報・通信業	2.3%
株式市場・上場別構成			医薬品	4.4%	京セラ	電気機器	2.0%
一部(東証・名証)		72.2%	機械	3.7%	本田技研	輸送用機器	1.6%
二部(東証・名証)		-	食料品	3.0%	ダイキン工業	機械	1.2%
新興市場他		-	不動産業	2.4%	トヨタ自動車	輸送用機器	1.2%
その他		-	その他	18.7%	セコム	サービス業	1.1%
合計		72.2%	合計	72.2%	合計		51.5%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均株価です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は11月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 北米エクイティファンド

2013年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	11,213円
純資産総額	4.6億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	7.6%
3か月間	16.4%
6か月間	12.2%
1年間	54.9%
3年間	60.6%
5年間	84.3%
設定来	53.5%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 200円 設定来分配金合計額: 3,470円

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	02年11月	03年11月	04年11月	05年11月	06年11月	07年11月	08年11月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年11月
分配金	0円	85円	85円	1,800円	700円	200円	0円	100円	0円	0円	100円	200円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

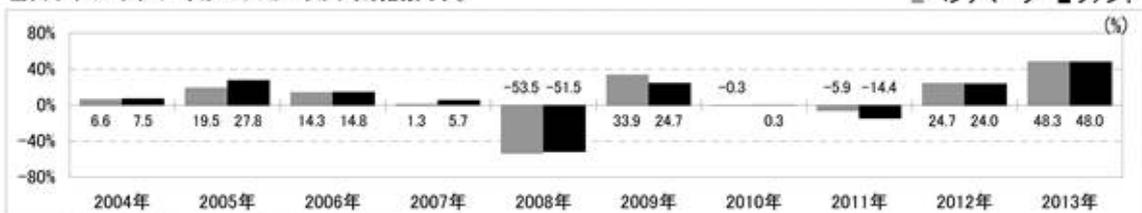
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	租入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式	48	95.7%	米ドル	91.4%	資本財・サービス	25.5%	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	4.3%
			カナダ・ドル	8.0%	一般消費財・サービス	18.3%	PRICELINE.COM INC	アメリカ	4.0%
			日本円	0.6%	金融	14.6%	CVS CAREMARK CORP	アメリカ	3.6%
					ヘルスケア	11.2%	B/E AEROSPACE INC	アメリカ	3.5%
コール・ローン、その他		4.3%			情報技術	9.8%	TJX COMPANIES INC	アメリカ	3.2%
合計	48	100.0%			生活必需品	8.0%	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	3.2%
					素材	4.3%	UNITED RENTALS INC	アメリカ	3.1%
国・地域別構成		比率			エネルギー	4.0%	GNC HOLDINGS INC-CL A	アメリカ	3.0%
アメリカ		86.0%					AMERICAN EXPRESS CO	アメリカ	2.9%
カナダ		7.2%					COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	2.8%
その他		2.6%							
合計		95.7%	合計	100.0%	合計	95.7%	合計		33.4%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Incが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIノースアメリカ指数です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は11月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

アジア・エクイティ・ファンド

2013年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	13,119円
純資産総額	3.2億円

## 基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	0.8%
3か月間	13.0%
6か月間	1.6%
1年間	32.2%
3年間	29.6%
5年間	125.2%
設定来	144.2%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 360円 設定来分配金合計額: 8,540円

決算期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
	02年11月	03年11月	04年11月	05年11月	06年11月	07年11月	08年11月	09年11月	10年11月	11年11月	12年11月	13年11月
分配金	0円	300円	1,100円	1,500円	2,000円	2,500円	0円	240円	240円	0円	300円	360円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

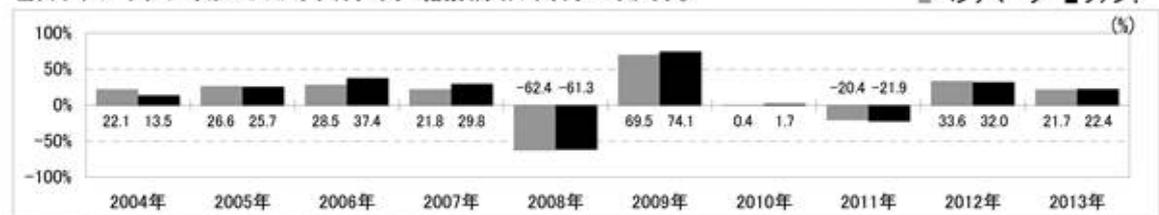
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	租入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式	49	93.2%	豪ドル	57.2%	金融	44.0%	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	6.6%
外国リート	1	0.4%	香港ドル	18.4%	素材	10.6%	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリア	6.4%
			シンガポール・ドル	9.5%	資本財・サービス	9.3%	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	6.4%
			韓国ウォン	7.9%	一般消費財・サービス	6.9%	WESFARMERS LTD	オーストラリア	5.3%
コール・ローン、その他		6.4%	台湾ドル	3.3%	情報技術	6.6%	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	オーストラリア	5.2%
合計	50	100.0%	インドネシア・ルピア	2.4%	生活必需品	5.3%	COMMONWEALTH BANK	オーストラリア	4.5%
			マレーシア・リンギット	0.6%	公益事業	4.2%	RIO TINTO LTD	オーストラリア	4.2%
オーストラリア		54.6%	タイ・バーツ	0.5%	ヘルスケア	3.4%	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	2.9%
香港		14.3%	日本円	0.2%	電気通信サービス	2.3%	SUNCORP GROUP LTD	オーストラリア	2.7%
その他		24.8%	その他	0.0%	その他	0.5%	WINS TECHNET CO LTD	韓国	2.5%
合計		93.6%	合計	100.0%	合計	93.2%	合計		46.6%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Incが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。

## 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIパシフィック・フリー指数(除く日本、円ベース)です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は11月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとし  
ます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コー  
ス」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」がありま  
す。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたが  
い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単  
位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の  
日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申  
込み（乗換えにかかるものを含みます。）の受付は行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が  
課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりませ  
ん。

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務  
手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。ただし、「アジア・エクイティ・ファン  
ド」について、香港証券取引所の半休日においては、午後0時30分までに受付けた取得の申込み（当該申  
込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻  
を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「ア  
ジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デ  
フォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少な  
らびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が当ファンドの追加設定を制限する措置をとっ  
た場合には、販売会社は、当ファンドの取得申込みの中止、すでに受付けた取得申込みの取消またはそ  
の両方を行なうものとします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社または販売会社が  
買取請求および一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合またはすでに受け付けた買取請求および一部  
解約の実行の請求を取消したファンドがある場合には、販売会社は、当該各ファンドの振替受益権の買取  
請求にかかる売却代金または一部解約金の手取金をもってする当ファンド（当該各ファンドを除きま  
す。）の取得申込みの受け付けの中止、すでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行なうもの  
とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンド  
の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口  
数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換え  
に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社  
は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をす  
るため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替

機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。ただし、「アジア・エクイティ・ファンド」について、香港証券取引所の半休日においては、午後0時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、振替受益権の一部解約の実行の請求（乗換えにかかるものを含みます。）の受付は行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受

益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、委託会社は、当該各ファンドの受益権の取得申込みにかかる当ファンド(当該各ファンドを除きます。)の一部解約の実行の請求の受付けを中止するほか、すでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すものとします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### ロ．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもって、その振替受益権を買取ります。

ただし、販売会社は、「北米エクイティファンド」はニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日、「アジア・エクイティ・ファンド」は香港証券取引所の休業日と同じ日付の日には、振替受益権の買取請求(乗換えにかかるものを含みます。)の受付けは行ないません。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」)その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社との協議に基づいて振替受益権の買取りを中止するほか、すでに受付けた振替受益権の買取りの請求を取消すものとします。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

「ベスト・パーティー」を構成する各ファンドについて、当該各ファンドの委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、委託会社との協議に基づき、当ファンド(当該各ファンドを除きます。)の振替受益権の買取請求にかかる売却代金をもってする当該各ファンドの取得申込みにかかる買取請求の受付けの中止、すでに受付けた買取りの取消しまたはその両方を行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

### （注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」のみ）。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします（「北米エクイティファンド」および「アジア・エクイティ・ファンド」のみ）。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の営業日とします。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合(TOPIXファンドおよび225ファンドのみ)またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、前4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1.の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 3.または前 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 日本エクイティファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（平成24年11月20日から平成25年11月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

#### 【日本エクイティファンド】

日本エクイティファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	41,134,493	68,688,673
株式	911,479,100	1,570,538,800
未収入金	68,574,099	39,520,400
未収配当金	8,868,145	8,456,000
流動資産合計	1,030,055,837	1,687,203,873
資産合計	1,030,055,837	1,687,203,873
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	65,719,295	33,405,729
未払収益分配金	15,936,096	19,549,853
未払解約金	132,668	15,374,751
未払受託者報酬	490,378	809,651
未払委託者報酬	6,964,117	11,497,630
その他未払費用	24,426	40,628
流動負債合計	89,266,980	80,678,242
負債合計	89,266,980	80,678,242
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 1,770,677,375	<sup>1</sup> 1,629,154,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 829,888,518	<sup>2</sup> 22,628,839
（分配準備積立金）	94,641,935	82,063,671
元本等合計	940,788,857	1,606,525,631
純資産合計	940,788,857	1,606,525,631
負債純資産合計	1,030,055,837	1,687,203,873

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期		第16期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		22,552,866		22,555,167
受取利息		38,067		35,617
有価証券売買等損益		47,261,198		804,985,916
その他収益		275		649
営業収益合計		69,852,406		827,577,349
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,035,998		1,451,269
委託者報酬		14,712,398		20,609,208
その他費用		51,616		72,385
営業費用合計		15,800,012		22,132,862
営業利益		54,052,394		805,444,487
経常利益		54,052,394		805,444,487
当期純利益		54,052,394		805,444,487
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		4,662,734		79,678,000
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		973,780,863		829,888,518
剰余金増加額又は欠損金減少額		113,247,437		119,135,472
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		113,247,437		119,135,472
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,808,656		18,092,427
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,808,656		18,092,427
分配金	1	15,936,096	1	19,549,853
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		829,888,518		22,628,839

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第16期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 1 期首元本額	1,996,825,458円	1,770,677,375円
期中追加設定元本額	6,092,910円	118,140,705円
期中一部解約元本額	232,240,993円	259,663,610円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,770,677,375口	1,629,154,470口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は829,888,518円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,628,839円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	自 平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,945,684円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（79,352,137円）及び分配準備積立金（93,632,347円）より分配対象額は189,930,168円（1万口当たり1,072.64円）であり、うち15,936,096円（1万口当たり90円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,334,803円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（79,484,518円）及び分配準備積立金（81,278,721円）より分配対象額は181,098,042円（1万口当たり1,111.61円）であり、うち19,549,853円（1万口当たり120円）を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第16期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期	
	平成25年11月19日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第15期	第16期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	62,890,499	265,868,721
合計	62,890,499	265,868,721

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第15期	第16期
平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第16期	
自 平成24年11月20日	
至 平成25年11月19日	
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

## （1口当たり情報）

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5313円 (5,313円)	0.9861円 (9,861円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ショーボンドHD	1,400	4,645	6,503,000	
ダイセキ環境ソリューション	4,700	1,886	8,864,200	
東日本ハウス	16,000	520	8,320,000	
NIPPO	7,000	1,762	12,334,000	
東洋建設	26,000	358	9,308,000	
住友電設	3,000	1,633	4,899,000	
九電工	19,000	575	10,925,000	
東芝プラントシステム	3,000	1,567	4,701,000	
日本M&Aセンター	800	7,580	6,064,000	
タケエイ	5,600	1,532	8,579,200	
エスクリ	12,000	878	10,536,000	
いちごグループHD	32,000	413	13,216,000	
ブロッコリー	16,000	489	7,824,000	
コメ兵	8,000	1,476	11,808,000	
日本たばこ産業	4,700	3,700	17,390,000	
飯田GHD	2,700	2,096	5,659,200	
パピレス	2,000	4,225	8,450,000	
モバイルクリエイト	4,000	2,530	10,120,000	
日本製紙	4,500	1,693	7,618,500	
東ソー	33,000	442	14,586,000	
四国化成	6,000	759	4,554,000	
アイカ工業	5,200	2,101	10,925,200	
タキロン	13,000	408	5,304,000	
セプテーニHLDGS	4,100	1,098	4,501,800	
日油	13,000	705	9,165,000	
三洋化成	6,000	675	4,050,000	
沢井製薬	1,700	6,870	11,679,000	
サカタインクス	13,000	1,002	13,026,000	
リゾートトラスト	5,300	3,870	20,511,000	
ジャストシステム	24,500	1,020	24,990,000	
コニシ	6,300	1,985	12,505,500	
日本農薬	13,000	1,351	17,563,000	
ニチレキ	8,000	1,154	9,232,000	
MORESCO	7,000	1,700	11,900,000	
東洋ゴム	21,000	583	12,243,000	
ブリヂストン	6,500	3,675	23,887,500	
太平洋セメント	25,000	425	10,625,000	
TOTO	6,000	1,455	8,730,000	
MARUWA	1,500	2,996	4,494,000	
日立金属	8,000	1,328	10,624,000	
住友鉱山	6,000	1,395	8,370,000	
DOWAホールディングス	18,000	1,003	18,054,000	

U A C J	20,000	336	6,720,000
アサヒHD	5,000	1,726	8,630,000
三和ホールディングス	9,000	649	5,841,000
岡 部	8,700	1,285	11,179,500
アイ・アールジャパン	400	10,020	4,008,000
リブセンス	1,000	4,405	4,405,000
ベクトル	2,000	3,410	6,820,000
アイダエンジニア	12,000	1,017	12,204,000
ナブテスコ	5,300	2,429	12,873,700
レオン自動機	16,000	604	9,664,000
S M C	500	23,070	11,535,000
瑞 光	3,000	7,190	21,570,000
日精エーエスピー	2,500	1,937	4,842,500
クボタ	12,000	1,671	20,052,000
月島機械	8,000	1,082	8,656,000
千代田化工建	10,000	1,288	12,880,000
ダイキン工業	3,300	6,190	20,427,000
ダイフク	5,500	1,354	7,447,000
加藤製作所	18,000	607	10,926,000
タダノ	10,000	1,337	13,370,000
フジテック	9,000	1,231	11,079,000
マキタ	1,700	5,200	8,840,000
日本電産	1,700	9,120	15,504,000
セイコーエプソン	3,500	2,279	7,976,500
パナソニック	15,000	1,042	15,630,000
富士通ゼネラル	4,000	1,179	4,716,000
日本トリム	3,500	8,510	29,785,000
キーエンス	400	40,050	16,020,000
オーデリック	2,100	3,340	7,014,000
デンソー	3,000	4,865	14,595,000
ファナック	400	16,850	6,740,000
全国保証	5,500	4,600	25,300,000
いすゞ自動車	13,000	653	8,489,000
トヨタ自動車	12,800	6,300	80,640,000
新明和工業	9,000	751	6,759,000
マ ッ ダ	50,000	452	22,600,000
本田技研	9,000	4,095	36,855,000
富士重工業	9,000	2,804	25,236,000
ジャムコ	8,400	1,464	12,297,600
V Tホールディングス	13,000	1,437	18,681,000
朝日インテック	3,100	7,050	21,855,000
キヤノン	1,300	3,235	4,205,500
フジシールインターナショナル	2,500	3,310	8,275,000
クリナップ	14,200	837	11,885,400
ピジョン	3,400	5,130	17,442,000
三菱鉛筆	5,300	2,518	13,345,400
三井物産	10,000	1,409	14,090,000
セイコーHD	14,000	509	7,126,000
三菱商事	12,000	2,007	24,084,000
ワ キ タ	9,000	1,243	11,187,000
三菱UFJフィナンシャルG	63,000	658	41,454,000
三井住友フィナンシャルG	7,100	5,080	36,068,000
スルガ銀行	9,000	1,674	15,066,000
イオンフィナンシャルサービス	3,500	2,950	10,325,000
日立キャピタル	7,000	2,848	19,936,000

オリックス	16,000	1,762	28,192,000
野村ホールディングス	35,000	798	27,930,000
日本取引所グループ	3,000	2,785	8,355,000
アサックス	5,200	1,423	7,399,600
三菱地所	6,000	2,876	17,256,000
住友不動産	6,000	4,950	29,700,000
シノケングループ	8,500	1,830	15,555,000
トーセイ	16,000	827	13,232,000
サンフロンティア不動産	10,000	1,374	13,740,000
東日本旅客鉄道	4,100	8,420	34,522,000
川崎汽船	22,000	235	5,170,000
K D D I	2,000	6,080	12,160,000
電源開発	2,000	3,120	6,240,000
エイチ・アイ・エス	900	5,290	4,761,000
カナモト	5,000	2,543	12,715,000
乃村工藝社	17,000	852	14,484,000
ソフトバンク	3,800	7,720	29,336,000
合計			1,570,538,800

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## TOPIXファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 財務諸表

#### 【TOPIXファンド】

TOPIXファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,132,961	18,646,789
株式	<sup>3</sup> 561,361,610	<sup>3</sup> 863,382,960
派生商品評価勘定	715,899	1,150,080
未収入金	178,670	16,089,400
未収配当金	5,370,824	6,096,516
流動資産合計	589,759,964	905,365,745
資産合計	589,759,964	905,365,745
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	587,000	1,260,000
未払金	-	50,407
未払収益分配金	11,482,229	13,669,421
未払解約金	89,896	232,562
未払受託者報酬	237,805	358,584
未払委託者報酬	2,497,376	3,765,638
その他未払費用	14,783	22,457
流動負債合計	14,909,089	19,359,069
負債合計	14,909,089	19,359,069
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 956,852,437	<sup>1</sup> 911,294,794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 382,001,562	<sup>2</sup> 25,288,118
（分配準備積立金）	136,454,535	120,220,693
元本等合計	574,850,875	886,006,676
純資産合計	574,850,875	886,006,676
負債純資産合計	589,759,964	905,365,745

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期		第16期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		14,295,977		15,595,783
受取利息		15,048		17,123
有価証券売買等損益		34,653,618		352,947,637
派生商品取引等損益		1,394,480		9,548,416
その他収益		12,156		10,309
<b>営業収益合計</b>		<b>50,371,279</b>		<b>378,119,268</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		488,700		668,593
委託者報酬		5,132,187		7,021,245
その他費用		30,378		41,603
<b>営業費用合計</b>		<b>5,651,265</b>		<b>7,731,441</b>
<b>営業利益</b>		<b>44,720,014</b>		<b>370,387,827</b>
<b>経常利益</b>		<b>44,720,014</b>		<b>370,387,827</b>
<b>当期純利益</b>		<b>44,720,014</b>		<b>370,387,827</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,588,277		36,949,900
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		419,454,384		382,001,562
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,495,296		48,687,340
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,495,296		48,687,340
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,691,982		11,742,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,691,982		11,742,402
分配金	1	11,482,229	1	13,669,421
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>382,001,562</b>		<b>25,288,118</b>

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第16期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 1 期首元本額	969,284,319円	956,852,437円
期中追加設定元本額	16,458,152円	79,057,363円
期中一部解約元本額	28,890,034円	124,615,006円
2. 計算期間末日における受益権の総数	956,852,437口	911,294,794口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は382,001,562円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,288,118円であります。
4. 3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 5,055,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 9,450,000円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	自 平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日

1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,573,455円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(218,254,198円)及び分配準備積立金(135,363,309円)より分配可能額は366,190,962円(1万口当たり3,827.04円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益等であり、分配金額は11,482,229円(1万口当たり120円)としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(14,413,729円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(218,785,759円)及び分配準備積立金(119,476,385円)より分配可能額は352,675,873円(1万口当たり3,870.05円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益等であり、分配金額は13,669,421円(1万口当たり150円)としております。</p>
------------	--	--

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第16期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期 平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

## (2)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

## (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	34,093,156	319,945,628
合計	34,093,156	319,945,628

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 株式関連

種 類	第15期 平成24年11月19日 現在				第16期 平成25年11月19日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
株値指数 先物取引								
買 建	14,528,000	-	15,250,000	722,000	23,620,000	-	24,780,000	1,160,000
合計	14,528,000	-	15,250,000	722,000	23,620,000	-	24,780,000	1,160,000

## (注) 1. 時価の算定方法

株値指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株値指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第16期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6008円 (6,008円)	0.9723円 (9,723円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日本水産	1,100	218	239,800	
マルハニチロホールディングス	3,000	188	564,000	
ミライト・ホールディングス	200	889	177,800	
三井松島	1,000	159	159,000	
国際石油開発帝石	2,500	1,160	2,900,000	
石油資源開発	100	3,835	383,500	
安藤・間	600	357	214,200	
東急建設	300	553	165,900	
コムシスホールディングス	400	1,441	576,400	
ミサワホーム	100	1,585	158,500	
東建コーポレーション	60	5,240	314,400	
大成建設	3,000	480	1,440,000	
大林組	2,000	581	1,162,000	
清水建設	2,000	499	998,000	
飛島建設	500	181	90,500	
長谷工コーポレーション	800	786	628,800	
鹿島建設	3,000	391	1,173,000	
不動テトラ	900	185	166,500	
西松建設	1,000	330	330,000	
三井住友建設	1,400	128	179,200	
奥村組	1,000	459	459,000	
東鉄工業	100	2,105	210,500	
戸田建設	1,000	353	353,000	
青木あすなる建設	500	597	298,500	
大東建託	200	9,680	1,936,000	
東洋建設	300	358	107,400	
五洋建設	1,000	296	296,000	
住友林業	500	1,188	594,000	
日本基礎技術	300	388	116,400	
パナホーム	1,000	689	689,000	
大和ハウス	1,000	1,956	1,956,000	
ライト工業	300	773	231,900	
積水ハウス	2,000	1,373	2,746,000	
西部電気工業	1,000	438	438,000	
中電工	200	1,695	339,000	
関電工	1,000	609	609,000	
きんでん	1,000	1,078	1,078,000	
住友電設	100	1,633	163,300	
協和エクシオ	200	1,196	239,200	
日揮	1,000	3,795	3,795,000	
高砂熱学	100	822	82,200	
大気社	100	2,084	208,400	
日比谷総合設備	100	1,176	117,600	
日清製粉G本社	500	1,087	543,500	
アコーディア・ゴルフ	100	1,141	114,100	
タケエイ	100	1,532	153,200	
テンプホールディングス	100	2,678	267,800	
森永製菓	2,000	209	418,000	
カルビー	300	2,595	778,500	
ヤクルト	300	5,170	1,551,000	
明治ホールディングス	200	5,500	1,100,000	

雪印メグミルク	400	1,290	516,000
日本ハム	1,000	1,566	1,566,000
新日鉄住金SOL	100	2,318	231,800
総合警備保障	300	1,902	570,600
日本駐車場開発	35	7,580	265,300
カカクコム	300	1,923	576,900
新日本科学	100	1,422	142,200
ツクイ	100	1,012	101,200
エムスリー	1	247,700	247,700
ディー・エヌ・エー	300	1,893	567,900
博報堂DYHLDGS	1,000	780	780,000
一休	1	146,100	146,100
サッポロホールディングス	1,000	454	454,000
アサヒグループホールディング	1,200	2,744	3,292,800
麒麟HD	2,000	1,531	3,062,000
宝ホールディングス	1,000	989	989,000
コカ・コーラウエスト	300	2,232	669,600
コカ・コーライーストジャパン	100	1,996	199,600
サントリー食品インター	200	3,225	645,000
伊藤園	300	2,229	668,700
キーコーヒー	100	1,573	157,300
日清オイリオグループ	1,000	324	324,000
不二製油	100	1,672	167,200
ローソン	200	7,590	1,518,000
エービーシー・マート	100	4,820	482,000
ゲオホールディングス	100	920	92,000
JALUX	300	1,134	340,200
エディオン	400	572	228,800
双日	3,900	191	744,900
アルフレッサホールディングス	200	5,260	1,052,000
ハニーズ	120	1,103	132,360
味の素	1,000	1,455	1,455,000
キューピー	400	1,474	589,600
ハウス食品G本社	300	1,591	477,300
カゴメ	400	1,694	677,600
ニチレイ	1,000	527	527,000
日清食品HD	200	4,105	821,000
日本たばこ産業	3,000	3,700	11,100,000
片倉工業	100	1,194	119,400
グンゼ	1,000	265	265,000
ヒューリック	800	1,681	1,344,800
DCMホールディングス	500	709	354,500
MonotaRO	100	2,346	234,600
あいホールディングス	200	1,288	257,600
J.フロントリテイリング	1,000	776	776,000
マツモトキヨシHLDGS	200	3,085	617,000
スタートトゥデイ	100	3,040	304,000
三越伊勢丹HD	1,000	1,495	1,495,000
東洋紡	3,000	191	573,000
ユニチカ	3,000	63	189,000
トヨタ紡織	200	1,301	260,200
TOKAIホールディングス	200	352	70,400
野村不動産HLDGS	300	2,476	742,800
フージャースHD	100	764	76,400
東急不動産HD	1,100	999	1,098,900

飯田GHD	300	2,096	628,800
日本コークス工業	1,500	120	180,000
シップヘルスケアHD	100	4,130	413,000
セブン&アイ・HLDGS	2,000	3,765	7,530,000
ツルハホールディングス	100	8,650	865,000
帝人	2,000	219	438,000
東レ	4,000	681	2,724,000
クラレ	900	1,239	1,115,100
旭化成	3,000	789	2,367,000
サカイオーベックス	1,000	160	160,000
SUMCO	400	883	353,200
日東製網	2,000	130	260,000
セーレン	100	712	71,200
ホギメディカル	100	5,500	550,000
レナウン	500	137	68,500
TSIホールディングス	200	684	136,800
ITホールディングス	200	1,493	298,600
グリーン	300	904	271,200
コーエーテクモHD	200	1,302	260,400
ネクソン	400	944	377,600
インターネットイニシアティブ	100	2,712	271,200
王子ホールディングス	2,000	461	922,000
日本製紙	300	1,693	507,900
三菱製紙	2,000	90	180,000
昭和電工	4,000	148	592,000
住友化学	4,000	397	1,588,000
日産化学	500	1,579	789,500
石原産業	1,000	96	96,000
東ソー	2,000	442	884,000
トクヤマ	1,000	408	408,000
東亜合成	1,000	453	453,000
電気化学	1,000	416	416,000
イビデン	400	1,712	684,800
信越化学	900	5,860	5,274,000
大陽日酸	1,000	656	656,000
カネカ	1,000	635	635,000
協和発酵キリン	1,000	1,108	1,108,000
三菱瓦斯化学	1,000	824	824,000
三井化学	3,000	240	720,000
JSR	600	1,875	1,125,000
東京応化工業	200	2,012	402,400
三菱ケミカルHLDGS	3,500	469	1,641,500
ダイセル	1,000	840	840,000
住友ベークライト	1,000	356	356,000
積水化学	1,000	1,175	1,175,000
日本ゼオン	1,000	1,147	1,147,000
アイカ工業	200	2,101	420,200
宇部興産	3,000	210	630,000
日立化成	300	1,542	462,600
日本化薬	1,000	1,465	1,465,000
フェイス	100	1,105	110,500
野村総合研究所	300	3,430	1,029,000
ケネディクス	600	546	327,600
電通	500	4,035	2,017,500
ADEKA	100	1,152	115,200

日油	1,000	705	705,000
ミヨシ油脂	1,000	156	156,000
花 王	1,300	3,385	4,400,500
武田薬品	1,800	4,800	8,640,000
アステラス製薬	1,100	6,150	6,765,000
大日本住友製薬	500	1,450	725,000
塩野義製薬	800	2,280	1,824,000
田辺三菱製薬	500	1,402	701,000
中外製薬	600	2,374	1,424,400
エーザイ	600	3,985	2,391,000
小野薬品	200	7,730	1,546,000
久光製薬	200	5,300	1,060,000
参天製薬	200	4,880	976,000
日本ケミファ	1,000	465	465,000
ツムラ	200	2,785	557,000
日医工	200	2,274	454,800
テ ル モ	400	5,220	2,088,000
みらかホールディングス	200	4,710	942,000
キッセイ薬品工業	100	2,266	226,600
生化学工業	300	1,313	393,900
ゼリア新薬工業	100	2,090	209,000
第一三共	1,600	1,944	3,110,400
キョーリン製薬HD	100	2,033	203,300
大塚ホールディングス	1,000	2,751	2,751,000
大正製薬HD	100	7,150	715,000
日本ペイント	1,000	1,670	1,670,000
関西ペイント	1,000	1,360	1,360,000
D I C	3,000	301	903,000
東洋インキSCホールディングス	1,000	527	527,000
サニックス	100	1,064	106,400
オリエンタルランド	100	15,020	1,502,000
ダスキン	200	2,002	400,400
パーク24	400	1,835	734,000
明光ネットワークジャパン	100	1,079	107,900
フジ・メディア・HD	500	2,111	1,055,500
ラウンドワン	300	746	223,800
リゾートトラスト	100	3,870	387,000
オービック	200	3,065	613,000
ヤフー	3,600	495	1,782,000
トレンドマイクロ	200	3,920	784,000
リソー教育	300	640	192,000
日本オラクル	100	3,995	399,500
トーセ	300	692	207,600
ユー・エス・エス	700	1,387	970,900
伊藤忠テクノソリューションズ	100	4,000	400,000
東京個別指導学院	800	244	195,200
エクスネット	300	1,362	408,600
大塚商会	100	12,740	1,274,000
ウェザーニューズ	100	2,148	214,800
富士フイルムHLDS	1,100	2,530	2,783,000
コニカミノルタ	1,500	978	1,467,000
資 生 堂	900	1,752	1,576,800
ライオン	1,000	594	594,000
ファンケル	300	1,093	327,900
コーセー	100	3,170	317,000

エステー	400	998	399,200
小林製薬	100	5,410	541,000
昭和シエル石油	500	1,043	521,500
コスモ石油	2,000	175	350,000
東燃ゼネラル石油	1,000	956	956,000
富士石油	300	333	99,900
出光興産	100	9,000	900,000
J Xホールディングス	5,600	528	2,956,800
横浜ゴム	1,000	982	982,000
東洋ゴム	1,000	583	583,000
ブリヂストン	1,600	3,675	5,880,000
住友ゴム	500	1,336	668,000
東海ゴム工業	200	937	187,400
旭硝子	3,000	629	1,887,000
日本板硝子	3,000	125	375,000
有沢製作所	200	578	115,600
日本電気硝子	1,000	529	529,000
住友大阪セメント	1,000	394	394,000
太平洋セメント	3,000	425	1,275,000
東海カーボン	1,000	338	338,000
TOTO	1,000	1,455	1,455,000
日本碍子	1,000	1,752	1,752,000
日本特殊陶業	1,000	2,318	2,318,000
ニチアス	1,000	678	678,000
新日鐵住金	21,000	341	7,161,000
神戸製鋼所	8,000	178	1,424,000
合同製鐵	1,000	181	181,000
J F Eホールディングス	1,300	2,361	3,069,300
日新製鋼HD	200	1,390	278,000
東京製鐵	400	566	226,400
大和工業	100	3,450	345,000
大阪製鐵	100	1,919	191,900
丸一鋼管	200	2,510	502,000
大同特殊鋼	1,000	545	545,000
日本高周波	1,000	109	109,000
日本冶金工	500	355	177,500
愛知製鋼	1,000	483	483,000
日本製鋼所	1,000	552	552,000
日本軽金属HD	800	137	109,600
三井金属	2,000	278	556,000
三菱マテリアル	3,000	373	1,119,000
住友鉱山	1,000	1,395	1,395,000
DOWAホールディングス	1,000	1,003	1,003,000
古河機金	1,000	212	212,000
東邦チタニウム	100	787	78,700
UACJ	1,000	336	336,000
古河電工	2,000	227	454,000
住友電工	1,800	1,543	2,777,400
フジクラ	1,000	460	460,000
昭和電線HLDGS	1,000	105	105,000
タツタ電線	100	552	55,200
リョービ	1,000	450	450,000
アサヒHD	100	1,726	172,600
東洋製罐グループHD	400	2,132	852,800
三和ホールディングス	1,000	649	649,000

三協立山	100	2,188	218,800
L I X I Lグループ	800	2,528	2,022,400
日本ファイルコン	500	458	229,000
ノーリツ	100	2,276	227,600
リンナイ	100	7,710	771,000
ユニプレス	100	1,735	173,500
岡 部	100	1,285	128,500
東 プ レ	100	1,426	142,600
高周波熱錬	100	895	89,500
日本発条	500	1,155	577,500
三浦工業	200	2,726	545,200
ア マ ダ	1,000	905	905,000
アイダエンジニア	100	1,017	101,700
オーエスジー	300	1,565	469,500
旭ダイヤモンド	100	896	89,600
D M G 森精機	300	1,687	506,100
ディスコ	100	6,310	631,000
豊田自動織機	500	4,325	2,162,500
島精機製作所	100	2,034	203,400
ナブテスコ	300	2,429	728,700
S M C	100	23,070	2,307,000
ユニオンツール	100	2,296	229,600
小松製作所	2,400	2,126	5,102,400
住友重機械	2,000	468	936,000
日立建機	300	2,164	649,200
T O W A	300	481	144,300
クボタ	3,000	1,671	5,013,000
新東工業	100	782	78,200
アイチ コーポレーション	500	493	246,500
小森コーポレーション	200	1,645	329,000
荏原製作所	1,000	608	608,000
ダイキン工業	700	6,190	4,333,000
栗田工業	400	2,159	863,600
椿本チエイン	1,000	745	745,000
新興プランテック	200	779	155,800
ダイフク	500	1,354	677,000
C K D	100	992	99,200
平和	200	1,665	333,000
S A N K Y O	200	4,650	930,000
ダイコク電機	100	2,114	211,400
ア マ ノ	400	979	391,600
ブラザー工業	700	1,183	828,100
グローリー	200	2,597	519,400
セガサミーホールディングス	500	2,584	1,292,000
日本ピストンリング	1,000	181	181,000
T P R	100	1,754	175,400
ホシザキ電機	200	3,585	717,000
日本精工	1,000	1,125	1,125,000
N T N	1,000	448	448,000
ジェイテクト	600	1,356	813,600
不 二 越	1,000	519	519,000
ミネベア	1,000	682	682,000
T H K	400	2,363	945,200
日 立	12,000	695	8,340,000
東 芝	10,000	418	4,180,000

三菱電機	5,000	1,141	5,705,000
富士電機	2,000	440	880,000
安川電機	1,000	1,319	1,319,000
デンヨー	100	1,267	126,700
マキタ	300	5,200	1,560,000
マブチモーター	100	5,630	563,000
日本電産	300	9,120	2,736,000
JVCケンウッド	700	168	117,600
オムロン	600	4,010	2,406,000
日東工業	200	1,561	312,200
I D E C	300	870	261,000
ジーエス・ユアサ コーポ	1,000	608	608,000
日本電気	7,000	229	1,603,000
富士通	5,000	463	2,315,000
沖電気	2,000	219	438,000
ルネサスエレクトロニクス	200	586	117,200
セイコーエプソン	300	2,279	683,700
ワコム	400	706	282,400
アルバック	100	1,323	132,300
パナソニック	5,600	1,042	5,835,200
シャープ	3,000	278	834,000
アンリツ	200	1,193	238,600
ソニー	2,700	1,886	5,092,200
T D K	300	4,290	1,287,000
ミツミ電機	200	757	151,400
アルプス電気	500	1,003	501,500
パイオニア	700	195	136,500
ヒロセ電機	100	14,830	1,483,000
アルパイン	100	1,322	132,200
船井電機	100	1,101	110,100
横河電機	600	1,419	851,400
アズビル	300	2,355	706,500
日本光電工業	100	3,930	393,000
堀場製作所	100	3,585	358,500
アドバンテスト	400	1,234	493,600
キーエンス	100	40,050	4,005,000
日置電機	100	1,394	139,400
シスメックス	200	6,570	1,314,000
メガチップス	100	1,511	151,100
デンソー	1,200	4,865	5,838,000
オブテックス	100	1,629	162,900
スタンレー電気	400	2,263	905,200
ウシオ電機	400	1,226	490,400
図研	200	826	165,200
カシオ	600	1,004	602,400
ファナック	500	16,850	8,425,000
日本シイエムケイ	300	280	84,000
ローム	200	4,325	865,000
浜松ホトニクス	200	3,975	795,000
新光電気工業	200	839	167,800
京セラ	800	5,140	4,112,000
太陽誘電	300	1,174	352,200
村田製作所	500	8,070	4,035,000
双葉電子工業	100	1,287	128,700
日東電工	400	5,310	2,124,000

東海理化電機	200	2,020	404,000
ニチコン	300	936	280,800
K O A	100	950	95,000
三井造船	3,000	198	594,000
日立造船	700	786	550,200
三菱重工業	9,000	624	5,616,000
川崎重工業	4,000	414	1,656,000
I H I	4,000	408	1,632,000
名村造船所	100	1,262	126,200
日産自動車	6,500	926	6,019,000
いすゞ自動車	3,000	653	1,959,000
トヨタ自動車	6,700	6,300	42,210,000
日野自動車	1,000	1,504	1,504,000
三菱自動車工業	1,200	1,092	1,310,400
極東開発工業	100	1,266	126,600
日信工業	200	1,920	384,000
曙ブレーキ	400	491	196,400
タチエス	200	1,483	296,600
N O K	200	1,621	324,200
フタバ産業	200	366	73,200
プレス工業	1,000	447	447,000
カルソニックカンセイ	1,000	520	520,000
太平洋工業	100	702	70,200
ケーヒン	200	1,675	335,000
アイシン精機	500	3,965	1,982,500
マ ッ ダ	8,000	452	3,616,000
ダイハツ	500	1,823	911,500
本田技研	4,300	4,095	17,608,500
スズキ	1,000	2,471	2,471,000
富士重工業	1,700	2,804	4,766,800
ヤマハ発動機	800	1,550	1,240,000
ショーワ	200	1,487	297,400
エクセディ	100	3,065	306,500
ミツバ	100	1,590	159,000
豊田合成	200	2,454	490,800
ヨ ロ ズ	200	1,868	373,600
エフ・シー・シー	100	2,139	213,900
シマノ	200	8,960	1,792,000
タカタ	100	2,544	254,400
テイ・エス テック	100	3,615	361,500
はるやま商事	300	673	201,900
ナガイレーベン	100	1,610	161,000
三菱食品	200	2,549	509,800
良品計画	100	10,460	1,046,000
メディバルHD	600	1,316	789,600
アドヴァン	200	1,203	240,600
コナカ	100	929	92,900
コーナン商事	200	1,041	208,200
ネットワークシステムズ	500	617	308,500
ワタミ	200	1,414	282,800
ドン・キホーテ	200	6,130	1,226,000
西松屋チェーン	300	753	225,900
ゼンショーホールディングス	400	1,068	427,200
ハピネット	300	787	236,100
トーメンエレクトロニクス	200	1,140	228,000

ガリバーインターナショナル	400	587	234,800
日本エム・ディ・エム	500	285	142,500
ポプラ	700	541	378,700
ユナイテッドアローズ	100	4,325	432,500
スギホールディングス	100	4,115	411,500
島津製作所	1,000	981	981,000
東京精密	200	1,983	396,600
ニコン	900	1,767	1,590,300
トプコン	200	1,622	324,400
オリンパス	700	3,280	2,296,000
大日本スクリーン	1,000	519	519,000
HOYA	1,200	2,557	3,068,400
キヤノン	2,700	3,235	8,734,500
リコー	1,000	1,106	1,106,000
シチズンホールディングス	800	763	610,400
パラマウントベッドHD	100	3,450	345,000
バンダイナムコHLDGS	600	2,034	1,220,400
エイベックス・グループHD	100	2,398	239,800
トッパン・フォームズ	300	931	279,300
廣済堂	300	555	166,500
レック	200	1,235	247,000
凸版印刷	2,000	804	1,608,000
大日本印刷	2,000	1,056	2,112,000
日本写真印刷	100	1,605	160,500
藤森工業	100	2,756	275,600
アシックス	600	1,707	1,024,200
ニチハ	100	1,548	154,800
ローランド	200	1,321	264,200
ヤマハ	400	1,532	612,800
ピジョン	100	5,130	513,000
リンテック	100	1,983	198,300
イトーキ	200	555	111,000
任天堂	300	13,030	3,909,000
コクヨ	400	758	303,200
ニフコ	200	2,692	538,400
グローブライド	1,000	161	161,000
伊藤忠	3,900	1,264	4,929,600
丸紅	4,000	747	2,988,000
スクロール	1,100	286	314,600
長瀬産業	500	1,186	593,000
豊田通商	600	2,573	1,543,800
兼松	1,000	151	151,000
ファミリーマート	200	4,465	893,000
三井物産	4,300	1,409	6,058,700
東京エレクトロン	400	5,310	2,124,000
日立ハイテクノロジーズ	200	2,262	452,400
東都水産	1,000	225	225,000
山善	100	622	62,200
住友商事	2,800	1,274	3,567,200
日本ユニシス	200	847	169,400
三菱商事	3,700	2,007	7,425,900
キヤノンマーケティングJPN	300	1,465	439,500
ニプロ	200	955	191,000
岩谷産業	1,000	487	487,000
稲畑産業	100	1,093	109,300

明和産業	500	336	168,000
ユニ・チャーム	300	6,380	1,914,000
デサント	1,000	720	720,000
東邦ホールディングス	200	1,712	342,400
サンゲツ	200	2,582	516,400
伊藤忠エネクス	700	543	380,100
サンリオ	100	4,670	467,000
東陽テクニカ	100	1,124	112,400
アデランス	200	1,191	238,200
日本瓦斯	100	1,067	106,700
ロイヤルホールディングス	100	1,590	159,000
島 忠	100	2,281	228,100
MR MAX	600	330	198,000
コメリ	100	2,482	248,200
青山商事	200	2,665	533,000
しまむら	100	10,840	1,084,000
高 島 屋	1,000	992	992,000
松 屋	200	1,173	234,600
丸井グループ	800	1,052	841,600
クレディセゾン	400	2,838	1,135,200
ダイエー	550	334	183,700
イオン	1,700	1,355	2,303,500
ユニーグループ・HD	600	661	396,600
イ ズ ミ	200	3,145	629,000
東武ストア	2,000	261	522,000
平 和 堂	100	1,505	150,500
ゼビオ	100	2,115	211,500
ケーズホールディングス	100	3,190	319,000
新生銀行	5,000	241	1,205,000
あおぞら銀行	2,000	298	596,000
三菱UFJフィナンシャルG	35,900	658	23,622,200
りそなホールディングス	4,800	528	2,534,400
三井住友トラストHD	10,000	499	4,990,000
三井住友フィナンシャルG	3,600	5,080	18,288,000
第四銀行	1,000	366	366,000
北越銀行	1,000	209	209,000
西日本シティ銀行	2,000	272	544,000
千葉銀行	2,000	729	1,458,000
横浜銀行	3,000	556	1,668,000
常陽銀行	2,000	514	1,028,000
群馬銀行	1,000	592	592,000
武蔵野銀行	100	3,595	359,500
千葉興業銀行	300	755	226,500
筑波銀行	600	355	213,000
東京都民銀行	200	1,066	213,200
七十七銀行	1,000	507	507,000
青森銀行	1,000	266	266,000
岩手銀行	100	4,785	478,500
ふくおかフィナンシャルG	2,000	464	928,000
静岡銀行	1,000	1,158	1,158,000
十六銀行	1,000	406	406,000
スルガ銀行	1,000	1,674	1,674,000
八十二銀行	1,000	626	626,000
山梨中央銀行	1,000	429	429,000
滋賀銀行	1,000	543	543,000

南都銀行	1,000	390	390,000
百五銀行	1,000	411	411,000
京都銀行	1,000	879	879,000
紀陽銀行	200	1,326	265,200
ほくほくフィナンシャルG	3,000	212	636,000
広島銀行	1,000	432	432,000
鳥取銀行	1,000	189	189,000
伊予銀行	700	1,054	737,800
百十四銀行	1,000	382	382,000
鹿児島銀行	1,000	673	673,000
宮崎銀行	1,000	294	294,000
肥後銀行	1,000	580	580,000
十八銀行	1,000	234	234,000
琉球銀行	200	1,152	230,400
八千代銀行	100	2,661	266,100
セブン銀行	2,100	361	758,100
みずほフィナンシャルG	60,900	219	13,337,100
興銀リース	100	2,973	297,300
東京センチュリーリース	100	3,555	355,500
S B Iホールディングス	600	1,390	834,000
日本証券金融	300	799	239,700
アイフル	800	467	373,600
長野銀行	1,000	178	178,000
名古屋銀行	1,000	348	348,000
北洋銀行	1,000	407	407,000
みなと銀行	1,000	176	176,000
京葉銀行	1,000	525	525,000
関西アーバン銀行	1,000	121	121,000
北日本銀行	100	2,533	253,300
福島銀行	2,000	86	172,000
イオンフィナンシャルサービス	300	2,950	885,000
アコム	1,100	379	416,900
ジャックス	1,000	474	474,000
オリコ	1,000	261	261,000
日立キャピタル	100	2,848	284,800
オリックス	2,900	1,762	5,109,800
三菱UFJリース	1,500	586	879,000
ジャフコ	100	5,490	549,000
大和証券G本社	5,000	988	4,940,000
野村ホールディングス	9,900	798	7,900,200
丸三証券	200	861	172,200
東海東京HD	600	874	524,400
いちよし証券	200	1,512	302,400
松井証券	300	1,143	342,900
NK S Jホールディングス	1,100	2,759	3,034,900
日本取引所グループ	700	2,785	1,949,500
マネックスG	900	421	378,900
カブドットコム証券	400	574	229,600
MS & AD	1,500	2,754	4,131,000
SONY FH	500	1,893	946,500
第一生命	2,300	1,528	3,514,400
東京海上HD	1,800	3,430	6,174,000
T & Dホールディングス	1,600	1,309	2,094,400
三井不動産	2,000	3,480	6,960,000
三菱地所	3,000	2,876	8,628,000

平和不動産	100	1,798	179,800
東京建物	1,000	977	977,000
ダイビル	300	1,264	379,200
住友不動産	1,000	4,950	4,950,000
大京	1,000	285	285,000
テーオーシー	100	809	80,900
レオパレス21	500	699	349,500
住友不動産販売	100	3,090	309,000
ゴールドクレスト	100	2,776	277,600
タカラレーベン	200	379	75,800
イオンモール	300	2,893	867,900
トーセイ	100	827	82,700
エヌ・ティ・ティ都市開発	400	1,212	484,800
サンフロンティア不動産	100	1,374	137,400
東武鉄道	3,000	504	1,512,000
相鉄ホールディングス	2,000	368	736,000
東京急行	3,000	695	2,085,000
京浜急行	1,000	896	896,000
小田急電鉄	2,000	943	1,886,000
京王電鉄	2,000	687	1,374,000
京成電鉄	1,000	1,008	1,008,000
東日本旅客鉄道	900	8,420	7,578,000
西日本旅客鉄道	500	4,485	2,242,500
東海旅客鉄道	400	12,580	5,032,000
西日本鉄道	1,000	387	387,000
近畿日本鉄道	5,000	362	1,810,000
阪急阪神HLDGS	4,000	555	2,220,000
南海電鉄	1,000	366	366,000
京阪電鉄	1,000	398	398,000
名古屋鉄道	2,000	289	578,000
日本通運	2,000	516	1,032,000
ヤマトホールディングス	1,000	2,175	2,175,000
山九	1,000	344	344,000
日本梱包運輸	100	1,748	174,800
セイノーホールディングス	1,000	1,128	1,128,000
日立物流	100	1,559	155,900
日本郵船	4,000	309	1,236,000
商船三井	3,000	433	1,299,000
川崎汽船	2,000	235	470,000
飯野海運	400	645	258,000
日本航空	400	5,400	2,160,000
ANAホールディングス	9,000	212	1,908,000
住友倉庫	1,000	603	603,000
上組	1,000	901	901,000
郵船ロジスティクス	100	1,193	119,300
東京放送HD	300	1,322	396,600
日本テレビHLD S	500	1,862	931,000
テレビ朝日	200	2,297	459,400
スカパーJSATHD	700	542	379,400
日本電信電話	1,800	5,250	9,450,000
KDDI	1,500	6,080	9,120,000
光通信	100	7,470	747,000
NTTドコモ	3,900	1,607	6,267,300
GMOインターネット	100	1,201	120,100
インプレスホールディングス	600	145	87,000

東京電力	4,300	548	2,356,400
中部電力	1,600	1,419	2,270,400
関西電力	2,000	1,206	2,412,000
中国電力	600	1,471	882,600
北陸電力	500	1,410	705,000
東北電力	1,300	1,192	1,549,600
四国電力	400	1,699	679,600
九州電力	1,100	1,380	1,518,000
北海道電力	500	1,292	646,000
沖縄電力	100	3,310	331,000
電源開発	300	3,120	936,000
東京瓦斯	6,000	517	3,102,000
大阪瓦斯	5,000	407	2,035,000
東邦瓦斯	1,000	503	503,000
西部瓦斯	1,000	245	245,000
静岡瓦斯	100	663	66,300
東宝	400	2,118	847,200
NTTデータ	300	3,645	1,093,500
東京都競馬	1,000	441	441,000
東京ドーム	1,000	736	736,000
スクウェア・エニックス・HD	200	1,805	361,000
カプコン	100	1,837	183,700
日本空港ビルデング	200	2,233	446,600
トランス・コスモス	200	1,800	360,000
SCSK	200	2,559	511,800
セコム	500	6,220	3,110,000
メイテック	100	2,804	280,400
アサツー ディ・ケイ	100	2,521	252,100
コナミ	200	2,553	510,600
ベネッセホールディングス	200	3,795	759,000
イオンディライト	200	1,899	379,800
ニチイ学館	200	857	171,400
ヤマダ電機	2,200	326	717,200
オートバックスセブン	300	1,485	445,500
ニトリホールディングス	100	8,970	897,000
吉野家ホールディングス	100	1,173	117,300
富士エレクトロニクス	200	1,312	262,400
パロ-	100	1,273	127,300
ミスミグループ本社	200	2,909	581,800
ファーストリテイリング	100	35,950	3,595,000
ソフトバンク	2,400	7,720	18,528,000
スズケン	200	3,455	691,000
サンドラッグ	200	4,775	955,000
やまや	100	1,395	139,500
合計			863,382,960

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 1,500株

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2 2 5 ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（平成24年11月20日から平成25年11月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 財務諸表

#### 【 2 2 5 ファンド】

225ファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	69,627,644	180,601,475
株式	<sup>3</sup> 457,202,380	<sup>3</sup> 385,827,200
派生商品評価勘定	1,688,878	8,332,994
未収入金	257,426	304,907
未収配当金	3,655,980	2,141,800
差入委託証拠金	2,400,000	5,559,000
流動資産合計	534,832,308	582,767,376
資産合計	534,832,308	582,767,376
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	1,000,000	9,036,100
未払収益分配金	8,955,904	5,691,101
未払解約金	-	20,332,166
未払受託者報酬	215,550	235,640
未払委託者報酬	2,263,592	2,474,750
その他未払費用	13,377	14,767
流動負債合計	12,448,423	37,784,524
負債合計	12,448,423	37,784,524
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 995,100,503	<sup>1</sup> 632,344,655
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 472,716,618	<sup>2</sup> 87,361,803
（分配準備積立金）	77,387,825	104,230,192
元本等合計	522,383,885	544,982,852
純資産合計	522,383,885	544,982,852
負債純資産合計	534,832,308	582,767,376

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期		第16期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		10,237,676		8,607,388
受取利息		67,466		91,042
有価証券売買等損益		40,230,149		278,666,966
派生商品取引等損益		7,575,485		23,280,464
その他収益		3,436		2,034
<b>営業収益合計</b>		<b>58,114,212</b>		<b>310,647,894</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		436,498		502,889
委託者報酬		4,583,889		5,281,309
その他費用		27,097		31,273
<b>営業費用合計</b>		<b>5,047,484</b>		<b>5,815,471</b>
<b>営業利益</b>		<b>53,066,728</b>		<b>304,832,423</b>
<b>経常利益</b>		<b>53,066,728</b>		<b>304,832,423</b>
<b>当期純利益</b>		<b>53,066,728</b>		<b>304,832,423</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		3,303,941		111,582,454
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		525,014,939		472,716,618
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,339,073		232,378,687
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		39,339,073		232,378,687
剰余金減少額又は欠損金増加額		27,847,635		34,582,740
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		27,847,635		34,582,740
分配金	<sup>1</sup>	8,955,904	<sup>1</sup>	5,691,101
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>472,716,618</b>		<b>87,361,803</b>

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第16期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 1 期首元本額	1,013,022,287円	995,100,503円
期中追加設定元本額	58,139,595円	146,933,886円
期中一部解約元本額	76,061,379円	509,689,734円
2. 計算期間末日における受益権の総数	995,100,503口	632,344,655口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は472,716,618円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は87,361,803円であります。
4. 3 差入委託証拠金代用有価証券		先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 75,960,000円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	自 平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日

1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,194,050円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(192,717,223円)及び分配準備積立金(77,149,679円)より分配可能額は279,060,952円(1万口当たり2,804.35円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益等であり、分配金額は8,955,904円(1万口当たり90円)としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,929,228円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(62,756,610円)、投資信託約款に規定される収益調整金(130,952,759円)及び分配準備積立金(41,235,455円)より分配可能額は240,874,052円(1万口当たり3,809.22円)であります。なお、投資信託約款上の分配対象額は、上記分配可能額のうち経費控除後の配当等収益等であり、分配金額は5,691,101円(1万口当たり90円)としております。</p>
------------	--	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第16期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期 平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2)デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	40,312,149	148,939,791
合計	40,312,149	148,939,791

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 株式関連

種 類	第15期 平成24年11月19日 現在				第16期 平成25年11月19日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	62,195,000	-	63,910,000	1,715,000	150,685,500	-	159,075,000	8,389,500
合計	62,195,000	-	63,910,000	1,715,000	150,685,500	-	159,075,000	8,389,500

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第16期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5250円 (5,250円)	0.8618円 (8,618円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日本水産	1,000	218	218,000	
マルハニチロホールディングス	1,000	188	188,000	
国際石油開発帝石	400	1,160	464,000	
コムシスホールディングス	1,000	1,441	1,441,000	
大成建設	1,000	480	480,000	
大林組	1,000	581	581,000	
清水建設	1,000	499	499,000	
鹿島建設	1,000	391	391,000	
大和ハウス	1,000	1,956	1,956,000	
積水ハウス	1,000	1,373	1,373,000	
日揮	1,000	3,795	3,795,000	
日清製粉G本社	1,000	1,087	1,087,000	
明治ホールディングス	100	5,500	550,000	
日本ハム	1,000	1,566	1,566,000	
サッポロホールディングス	1,000	454	454,000	
アサヒグループホールディングス	1,000	2,744	2,744,000	
麒麟HD	1,000	1,531	1,531,000	
宝ホールディングス	1,000	989	989,000	
双日	100	191	19,100	
キッコーマン	1,000	1,939	1,939,000	
味の素	1,000	1,455	1,455,000	
ニチレイ	1,000	527	527,000	
日本たばこ産業	1,000	3,700	3,700,000	
J. フロント リテイリング	1,000	776	776,000	
三越伊勢丹HD	1,000	1,495	1,495,000	
東洋紡	1,000	191	191,000	
ユニチカ	1,000	63	63,000	
日清紡ホールディングス	1,000	890	890,000	
日東紡績	1,000	506	506,000	
東急不動産HD	1,000	999	999,000	
セブン&アイ・HLDGS	1,000	3,765	3,765,000	
帝人	1,000	219	219,000	
東レ	1,000	681	681,000	
クラレ	1,000	1,239	1,239,000	
旭化成	1,000	789	789,000	
SUMCO	100	883	88,300	
王子ホールディングス	1,000	461	461,000	
日本製紙	100	1,693	169,300	
北越紀州製紙	1,000	468	468,000	
昭和電工	1,000	148	148,000	
住友化学	1,000	397	397,000	
日産化学	1,000	1,579	1,579,000	
日本曹達	1,000	643	643,000	
東ソー	1,000	442	442,000	
トクヤマ	1,000	408	408,000	
電気化学	1,000	416	416,000	
信越化学	1,000	5,860	5,860,000	
協和発酵キリン	1,000	1,108	1,108,000	
三井化学	1,000	240	240,000	
三菱ケミカルHLDGS	500	469	234,500	
宇部興産	1,000	210	210,000	

日本化薬	1,000	1,465	1,465,000
電通	1,000	4,035	4,035,000
花 王	1,000	3,385	3,385,000
武田薬品	1,000	4,800	4,800,000
アステラス製薬	1,000	6,150	6,150,000
大日本住友製薬	1,000	1,450	1,450,000
塩野義製薬	1,000	2,280	2,280,000
中外製薬	1,000	2,374	2,374,000
エーザイ	1,000	3,985	3,985,000
テ ル モ	1,000	5,220	5,220,000
第一三共	1,000	1,944	1,944,000
ヤフー	400	495	198,000
トレンドマイクロ	1,000	3,920	3,920,000
富士フイルムHLDGS	1,000	2,530	2,530,000
コニカミノルタ	1,000	978	978,000
資 生 堂	1,000	1,752	1,752,000
昭和シェル石油	1,000	1,043	1,043,000
JXホールディングス	1,000	528	528,000
横浜ゴム	1,000	982	982,000
ブリヂストン	1,000	3,675	3,675,000
旭 硝 子	1,000	629	629,000
日本板硝子	1,000	125	125,000
日本電気硝子	2,000	529	1,058,000
住友大阪セメント	1,000	394	394,000
太平洋セメント	1,000	425	425,000
東海カーボン	1,000	338	338,000
TOTO	1,000	1,455	1,455,000
日本碍子	1,000	1,752	1,752,000
新日鐵住金	1,000	341	341,000
神戸製鋼所	1,000	178	178,000
JFEホールディングス	100	2,361	236,100
日新製鋼HD	100	1,390	139,000
大平洋金属	1,000	391	391,000
日本製鋼所	1,000	552	552,000
日本軽金属HD	1,000	137	137,000
三井金属	1,000	278	278,000
東邦亜鉛	1,000	317	317,000
三菱マテリアル	1,000	373	373,000
住友鉱山	1,000	1,395	1,395,000
DOWAホールディングス	1,000	1,003	1,003,000
古河機金	1,000	212	212,000
古河電工	1,000	227	227,000
住友電工	1,000	1,543	1,543,000
フジクラ	1,000	460	460,000
東洋製罐グループHD	1,000	2,132	2,132,000
オークマ	1,000	977	977,000
ア マ ダ	1,000	905	905,000
小松製作所	1,000	2,126	2,126,000
住友重機械	1,000	468	468,000
日立建機	1,000	2,164	2,164,000
クボタ	1,000	1,671	1,671,000
荏原製作所	1,000	608	608,000
千代田化工建	1,000	1,288	1,288,000
ダイキン工業	1,000	6,190	6,190,000
日本精工	1,000	1,125	1,125,000

N T N	1,000	448	448,000
ジェイテクト	1,000	1,356	1,356,000
ミネベア	1,000	682	682,000
日立	1,000	695	695,000
東芝	1,000	418	418,000
三菱電機	1,000	1,141	1,141,000
富士電機	1,000	440	440,000
安川電機	1,000	1,319	1,319,000
明電舎	1,000	373	373,000
ジーエス・ユアサ コーポ	1,000	608	608,000
日本電気	1,000	229	229,000
富士通	1,000	463	463,000
沖電気	1,000	219	219,000
パナソニック	1,000	1,042	1,042,000
シャープ	1,000	278	278,000
ソニー	1,000	1,886	1,886,000
T D K	1,000	4,290	4,290,000
ミツミ電機	1,000	757	757,000
アルプス電気	1,000	1,003	1,003,000
パイオニア	1,000	195	195,000
横河電機	1,000	1,419	1,419,000
アドバンテスト	2,000	1,234	2,468,000
デンソー	1,000	4,865	4,865,000
カシオ	1,000	1,004	1,004,000
ファナック	1,000	16,850	16,850,000
京セラ	2,000	5,140	10,280,000
太陽誘電	1,000	1,174	1,174,000
日東電工	1,000	5,310	5,310,000
三井造船	1,000	198	198,000
日立造船	200	786	157,200
三菱重工業	1,000	624	624,000
川崎重工業	1,000	414	414,000
I H I	1,000	408	408,000
日産自動車	1,000	926	926,000
いすゞ自動車	1,000	653	653,000
トヨタ自動車	1,000	6,300	6,300,000
日野自動車	1,000	1,504	1,504,000
三菱自動車工業	100	1,092	109,200
マツダ	1,000	452	452,000
本田技研	2,000	4,095	8,190,000
スズキ	1,000	2,471	2,471,000
富士重工業	1,000	2,804	2,804,000
ニコン	1,000	1,767	1,767,000
オリンパス	1,000	3,280	3,280,000
大日本スクリーン	1,000	519	519,000
キヤノン	1,500	3,235	4,852,500
リコー	1,000	1,106	1,106,000
シチズンホールディングス	1,000	763	763,000
凸版印刷	1,000	804	804,000
大日本印刷	1,000	1,056	1,056,000
ヤマハ	1,000	1,532	1,532,000
伊藤忠	1,000	1,264	1,264,000
丸紅	1,000	747	747,000
豊田通商	1,000	2,573	2,573,000
三井物産	1,000	1,409	1,409,000

東京エレクトロン	1,000	5,310	5,310,000
住友商事	1,000	1,274	1,274,000
三菱商事	1,000	2,007	2,007,000
高島屋	1,000	992	992,000
丸井グループ	1,000	1,052	1,052,000
クレディセゾン	1,000	2,838	2,838,000
イオン	1,000	1,355	1,355,000
ユニーグループ・HD	1,000	661	661,000
新生銀行	1,000	241	241,000
あおぞら銀行	1,000	298	298,000
三菱UFJフィナンシャルG	1,000	658	658,000
りそなホールディングス	100	528	52,800
三井住友トラストHD	1,000	499	499,000
三井住友フィナンシャルG	100	5,080	508,000
千葉銀行	1,000	729	729,000
横浜銀行	1,000	556	556,000
ふくおかフィナンシャルG	1,000	464	464,000
静岡銀行	1,000	1,158	1,158,000
みずほフィナンシャルG	1,000	219	219,000
大和証券G本社	1,000	988	988,000
野村ホールディングス	1,000	798	798,000
松井証券	1,000	1,143	1,143,000
NKSJホールディングス	300	2,759	827,700
MS&AD	300	2,754	826,200
SONY FH	200	1,893	378,600
第一生命	100	1,528	152,800
東京海上HD	500	3,430	1,715,000
T&Dホールディングス	200	1,309	261,800
三井不動産	1,000	3,480	3,480,000
三菱地所	1,000	2,876	2,876,000
平和不動産	200	1,798	359,600
東京建物	1,000	977	977,000
住友不動産	1,000	4,950	4,950,000
東武鉄道	1,000	504	504,000
東京急行	1,000	695	695,000
小田急電鉄	1,000	943	943,000
京王電鉄	1,000	687	687,000
京成電鉄	1,000	1,008	1,008,000
東日本旅客鉄道	100	8,420	842,000
西日本旅客鉄道	100	4,485	448,500
東海旅客鉄道	100	12,580	1,258,000
日本通運	1,000	516	516,000
ヤマトホールディングス	1,000	2,175	2,175,000
日本郵船	1,000	309	309,000
商船三井	1,000	433	433,000
川崎汽船	1,000	235	235,000
ANAホールディングス	1,000	212	212,000
三菱倉庫	1,000	1,506	1,506,000
スカパーJSA THD	100	542	54,200
日本電信電話	100	5,250	525,000
KDDI	2,000	6,080	12,160,000
NTTドコモ	100	1,607	160,700
東京電力	100	548	54,800
中部電力	100	1,419	141,900
関西電力	100	1,206	120,600

東京瓦斯	1,000	517	517,000
大阪瓦斯	1,000	407	407,000
東 宝	100	2,118	211,800
NTTデータ	1,000	3,645	3,645,000
東京ドーム	1,000	736	736,000
セコム	1,000	6,220	6,220,000
コナミ	1,000	2,553	2,553,000
ファーストリテイリング	1,000	35,950	35,950,000
ソフトバンク	3,000	7,720	23,160,000
合計			385,827,200

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ファナック	1,000株	ファーストリテイリング	1,000株
ソフトバンク	3,000株		

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## 北米エクイティファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 財務諸表

#### 【北米エクイティファンド】

北米エクイティファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	6,786,323	19,709,806
コール・ローン	7,195,478	7,491,971
株式	282,734,062	427,752,700
派生商品評価勘定	-	930
未収入金	1,864,623	7,655,482
未収配当金	288,625	517,723
流動資産合計	298,869,111	463,128,612
資産合計	298,869,111	463,128,612
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	2,224,227
未払収益分配金	4,159,162	8,286,823
未払解約金	-	333,314
未払受託者報酬	153,626	222,826
未払委託者報酬	2,182,025	3,164,691
その他未払費用	7,590	11,114
流動負債合計	6,502,403	14,242,995
負債合計	6,502,403	14,242,995
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 415,916,233	<sup>1</sup> 414,341,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 123,549,525	<sup>2</sup> 34,544,420
（分配準備積立金）	53,090,236	50,161,986
元本等合計	292,366,708	448,885,617
純資産合計	292,366,708	448,885,617
負債純資産合計	298,869,111	463,128,612

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期		第16期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		4,905,566		6,553,679
受取利息		5,943		11,817
有価証券売買等損益		31,515,147		104,864,926
為替差損益		14,545,068		63,624,534
その他収益		18,601		5,620
営業収益合計		50,990,325		175,060,576
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		302,215		411,484
委託者報酬		4,292,604		5,844,260
その他費用	<sup>1</sup>	912,192	<sup>1</sup>	842,765
営業費用合計		5,507,011		7,098,509
営業利益		45,483,314		167,962,067
経常利益		45,483,314		167,962,067
当期純利益		45,483,314		167,962,067
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,024,721		17,125,488
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		165,421,126		123,549,525
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,012,765		22,880,739
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,012,765		22,880,739
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,440,595		7,336,550
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,440,595		7,336,550
分配金	<sup>2</sup>	4,159,162	<sup>2</sup>	8,286,823
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		123,549,525		34,544,420

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第16期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 1 期首元本額	418,241,784円	415,916,233円
期中追加設定元本額	7,840,801円	79,110,222円
期中一部解約元本額	10,166,352円	80,685,258円
2. 計算期間末日における受益権の総数	415,916,233口	414,341,197口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は123,549,525円であります。	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第15期	第16期
	自 平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 1 その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。
2. 2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,335,695円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(31,732,188円)及び分配準備積立金(52,913,703円)より分配対象額は88,981,586円(1万口当たり2,139.41円)であり、うち4,159,162円(1万口当たり100円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,689,708円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(8,975,185円)、投資信託約款に規定される収益調整金(41,257,192円)及び分配準備積立金(43,783,916円)より分配対象額は99,706,001円(1万口当たり2,406.37円)であり、うち8,286,823円(1万口当たり200円)を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第16期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期 平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	---

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	14,864,026	76,031,423
合計	14,864,026	76,031,423

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種 類	第15期 平成24年11月19日 現在				第16期 平成25年11月19日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	-	-	-	-	9,987,930	-	9,987,000	930
アメリカ・ドル	-	-	-	-	9,987,930	-	9,987,000	930
合計	-	-	-	-	9,987,930	-	9,987,000	930

## (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて  
いる場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて  
いない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
る場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物  
相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を  
用いております。

- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期  
間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。  
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 第16期

自 平成24年11月20日

至 平成25年11月19日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第15期 平成24年11月19日現在	第16期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7029円 (7,029円)	1.0834円 (10,834円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	DANAHER CORP	1,300	74.550	96,915.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVIC	1,800	51.930	93,474.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,000	55.740	55,740.000	
	DOW CHEMICAL	2,500	39.870	99,675.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	1,000	123.320	123,320.000	
	CUMMINS INC	600	132.590	79,554.000	
	EXXON MOBIL CORP	300	95.450	28,635.000	
	FORD MOTOR CO	4,800	16.980	81,504.000	
	SEADRILL LTD	2,000	45.880	91,760.000	
	LIQUIDITY SERVICES INC	1,200	27.950	33,540.000	
	US BANCORP	1,700	38.330	65,161.000	
	UNITED RENTALS INC	2,000	67.640	135,280.000	
	FASTENAL CO	1,800	46.890	84,402.000	
	GOOGLE INC-CL A	180	1,031.550	185,679.000	
	GNC HOLDINGS INC-CL A	2,200	59.760	131,472.000	
	INTERNATIONAL PAPER	2,000	45.280	90,560.000	
	JOHNSON & JOHNSON	1,100	94.300	103,730.000	
	METLIFE INC	2,000	52.180	104,360.000	
	SPIRIT AIRLINES INC	1,500	44.300	66,450.000	
	NIKE INC -CL B	900	78.580	70,722.000	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	1,900	57.670	109,573.000	
	MCKESSON CORP	400	158.780	63,512.000	
	WESCO AIRCRAFT HOLDINGS I	3,300	19.820	65,406.000	
	INTERXION HOLDING NV	1,500	23.090	34,635.000	
	PFIZER INC	3,600	32.020	115,272.000	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,200	88.650	106,380.000	
	PRICELINE.COM INC	150	1,127.930	169,189.500	
	TIME WARNER CABLE	200	121.530	24,306.000	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	1,900	37.600	71,440.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,200	71.680	86,016.000	
	WELLS FARGO & CO	2,200	43.410	95,502.000	
TJX COMPANIES INC	2,300	62.490	143,727.000		
VISA INC-CLASS A SHS	700	199.900	139,930.000		
AMERICAN EXPRESS CO	1,500	82.340	123,510.000		
EMERSON ELECTRIC CO	800	67.590	54,072.000		
EATON CORP PLC	800	72.070	57,656.000		
GILEAD SCIENCES INC	1,000	68.980	68,980.000		
BAXTER INTL INC	800	68.820	55,056.000		
B/E AEROSPACE INC	1,800	85.380	153,684.000		
FEDEX CORP	800	137.140	109,712.000		

	CVS CAREMARK CORP	2,400	65.440	157,056.000	
	XILINX INC	1,000	43.770	43,770.000	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-A	1,000	72.860	72,860.000	
アメリカ・ドル	小計			アメリカ・ドル 3,943,177.500 (393,844,569)	
カナダ・ドル	株		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	SUNCOR ENERGY INC	1,900	37.130	70,547.000	
	MARTINREA INTERNATIONAL I	9,300	11.130	103,509.000	
	ENTREC CORP	54,000	1.450	78,300.000	
	AVIGILON CORP	900	28.490	25,641.000	
	HORIZON NORTH LOGISTICS I	8,600	8.840	76,024.000	
カナダ・ドル	小計			カナダ・ドル 354,021.000 (33,908,131)	
合計				427,752,700 [427,752,700]	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 43銘柄	100%	92.1%
カナダ・ドル	株式 5銘柄	100%	7.9%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## アジア・エクイティ・ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 1 財務諸表

#### 【アジア・エクイティ・ファンド】

アジア・エクイティ・ファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 平成24年11月19日現在	第14期 平成25年11月19日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,536,033	9,616,346
コール・ローン	13,632,246	14,185,188
株式	274,740,450	306,411,522
投資証券	5,425,634	4,876,250
未収入金	11,744,934	205,986
未収配当金	1,689,647	2,005,424
差入委託証拠金	14,430,179	6,942
流動資産合計	327,199,123	337,307,658
資産合計	327,199,123	337,307,658
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,694	12,900
未払金	6,573,151	-
未払収益分配金	9,508,567	8,957,908
未払解約金	100,140	174,487
未払受託者報酬	158,804	174,419
未払委託者報酬	2,255,687	2,477,253
その他未払費用	7,855	20,011
流動負債合計	18,608,898	11,816,978
負債合計	18,608,898	11,816,978
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 316,952,263	<sup>1</sup> 248,830,786
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 8,362,038	<sup>2</sup> 76,659,894
（分配準備積立金）	28,707,922	19,842,583
元本等合計	308,590,225	325,490,680
純資産合計	308,590,225	325,490,680
負債純資産合計	327,199,123	337,307,658

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期		第14期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		12,403,375		12,573,334
配当株式		<sup>1</sup> -		<sup>1</sup> 93,638
受取利息		50,307		12,743
有価証券売買等損益		15,313,751		62,454,387
派生商品取引等損益		835,699		2,154,801
為替差損益		26,818,447		46,142,687
その他収益		299,059		43,512
<b>営業収益合計</b>		<b>55,720,638</b>		<b>123,475,102</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		327,102		373,011
委託者報酬		4,646,111		5,297,957
その他費用		<sup>2</sup> 399,571		<sup>2</sup> 2,230,525
<b>営業費用合計</b>		<b>5,372,784</b>		<b>7,901,493</b>
<b>営業利益</b>		<b>50,347,854</b>		<b>115,573,609</b>
経常利益		50,347,854		115,573,609
<b>当期純利益</b>		<b>50,347,854</b>		<b>115,573,609</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		4,290,744		31,980,912
期首剰余金又は期首欠損金( )		50,592,444		8,362,038
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,269,753		10,387,143
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,269,753		1,550,658
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		8,836,485
剰余金減少額又は欠損金増加額		587,890		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		587,890		-
<b>分配金</b>		<sup>3</sup> 9,508,567		<sup>3</sup> 8,957,908
期末剰余金又は期末欠損金( )		8,362,038		76,659,894

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成24年11月20日	至 平成25年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	平成24年11月19日現在	平成25年11月19日現在
1. 1期首元本額	352,202,205円	316,952,263円

	期中追加設定元本額	8,715,131円	52,837,546円
	期中一部解約元本額	43,965,073円	120,959,023円
2.	計算期間末日における受益権の総数	316,952,263口	248,830,786口
3.	2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,362,038円であります。	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期		第14期	
	自	平成23年11月22日 至 平成24年11月19日	自	平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 1 配当株式			外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。	
2. 2 その他費用		主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	
3. 3 分配金の計算過程		計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,986,722円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（113,557,816円）及び分配準備積立金（27,229,767円）より分配対象額は151,774,305円（1万口当たり4,788.55円）であり、うち9,508,567円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,960,139円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（82,038,310円）及び分配準備積立金（18,840,352円）より分配対象額は110,838,801円（1万口当たり4,454.38円）であり、うち8,957,908円（1万口当たり360円）を分配金額としております。	

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第14期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従って外国の取引所における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第14期 平成25年11月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第13期 平成24年11月19日現在	第14期 平成25年11月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	16,111,911	48,177,656
投資証券	445,088	50,999
合計	16,556,999	48,228,655

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 1. 株式関連

種 類	第13期 平成24年11月19日 現在				第14期 平成25年11月19日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
株価指数								
先物取引								
買 建	18,344,212	-	18,344,212	0	-	-	-	-
合計	18,344,212	-	18,344,212	0	-	-	-	-

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種 類	第13期 平成24年11月19日 現在				第14期 平成25年11月19日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	2,733,706	-	2,738,400	4,694	5,072,100	-	5,085,000	12,900
オーストラリア・ドル	1,685,806	-	1,687,400	1,594	-	-	-	-
香港・ドル	1,047,900	-	1,051,000	3,100	-	-	-	-
台湾・ドル	-	-	-	-	5,072,100	-	5,085,000	12,900
合計	2,733,706	-	2,738,400	4,694	5,072,100	-	5,085,000	12,900

### (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 平成24年11月20日 至 平成25年11月19日	
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	

### (1口当たり情報)

	第13期 平成24年11月19日現在	第14期 平成25年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9736円 (9,736円)	1.3081円 (13,081円)

### (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
インドネシア・ルピア		株	インドネシア・ルピア	インドネシア・ルピア	
	WINTERMAR OFFSHORE MARIN	348,000	630.000	219,240,000.000	
	SRI REJEKI ISMAN TBK PT	1,250,000	265.000	331,250,000.000	
インドネシア・ルピア 小計				インドネシア・ルピア 550,490,000.000 (4,734,214)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP BILLITON LTD	6,000	37.950	227,700.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	6,500	34.360	223,340.000	
	WESTPAC BANKING	7,000	32.870	230,090.000	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	6,300	32.100	202,230.000	
	RIO TINTO LTD	2,300	65.650	150,995.000	
	PRIMARY HEALTH CARE LTD	7,000	4.810	33,670.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	2,000	77.340	154,680.000	
	QBE INSURANCE	1,000	15.630	15,630.000	
	CROWN LTD	1,000	16.610	16,610.000	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	1,200	53.620	64,344.000	
	CSL LIMITED	600	67.600	40,560.000	
	WESFARMERS LIMITED	4,345	44.010	191,223.450	
	SUNCORP GROUP LTD	7,000	13.300	93,100.000	
	DUET GROUP	32,000	2.150	68,800.000	
	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROU	800	49.500	39,600.000	
	IOOF HOLDINGS LTD	3,500	8.850	30,975.000	
SPARK INFRASTRUCTURE GROU	40,000	1.630	65,200.000		
SIRTEX MEDICAL LTD	3,606	12.060	43,488.360		
オーストラリア・ドル 小計				オーストラリア・ドル 1,892,235.810 (177,170,039)	
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	45,000	1.050	47,250.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	6,700	17.000	113,900.000	
	O.C.B.C.	6,000	10.480	62,880.000	
	SINGAPORE TELECOM LTD	19,670	3.770	74,155.900	
	M1 LTD	8,000	3.280	26,240.000	
HYFLUX LTD	47,000	1.190	55,930.000		
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 380,355.900 (30,485,525)	
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン	
	HYUNDAI MOTOR CO	325	254,000.000	82,550,000.000	
	WINS TECHNET CO LTD	4,500	19,000.000	85,500,000.000	
	LOTTE SHOPPING CO	80	382,500.000	30,600,000.000	
SK TELECOM CO LTD	210	224,500.000	47,145,000.000		
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 245,795,000.000 (23,301,366)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,000	100.000	400,000.000	
	CHEUNG KONG	3,000	124.100	372,300.000	
	WHARF HOLDINGS	8,000	65.700	525,600.000	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	25,000	15.300	382,500.000	
HUTCHISON WHAMPOA	6,000	95.850	575,100.000		

	HANG SENG BANK	3,000	125.500	376,500.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	20,000	10.880	217,600.000	
	AIA GROUP LTD	10,000	39.300	393,000.000	
	TRULY INTL HLDGS	24,000	4.690	112,560.000	
	SAMSONITE INTERNATIONAL	12,000	21.750	261,000.000	
	BANK OF CHINA HONG KONG	13,000	25.900	336,700.000	
	LENOVO GROUP LTD	80,000	9.460	756,800.000	
香港・ドル	小計			香港・ドル 4,709,660.000 (60,660,421)	
台湾・ドル	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	株 5,000	台湾・ドル 179.500	台湾・ドル 897,500.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING	26,304	44.700	1,175,788.800	
	SPORTON INTERNATIONAL INC	7,300	122.500	894,250.000	
台湾・ドル	小計			台湾・ドル 2,967,538.800 (10,059,957)	
合計				306,411,522 [306,411,522]	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	オーストラリア・ドル	WESTFIELD RETAIL TRUST	12,000	37,080.000	
		ARDENT LEISURE LTD	7,500	15,000.000	
	オーストラリア・ドル	小計		オーストラリア・ドル 52,080.000 (4,876,250)	
投資証券	合計			4,876,250 [4,876,250]	
合計				4,876,250 [4,876,250]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
インドネシア・ルピア	株式 2銘柄	100%	-%	1.5%
オーストラリア・ドル	株式 18銘柄 投資証券 2銘柄	97.3%	2.7%	58.5%
シンガポール・ドル	株式 6銘柄	100%	-%	9.8%
韓国・ウォン	株式 4銘柄	100%	-%	7.5%
香港・ドル	株式 12銘柄	100%	-%	19.5%
台湾・ドル	株式 3銘柄	100%	-%	3.2%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

日本エクイティファンド

## 【純資産額計算書】

平成25年11月29日

資産総額	1,711,127,099円
負債総額	83,057,219円
純資産総額（ - ）	1,628,069,880円
発行済数量	1,630,789,030口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9983円

TOPIXファンド

## 純資産額計算書

平成25年11月29日

資産総額	905,371,696円
負債総額	4,354,382円
純資産総額（ - ）	901,017,314円
発行済数量	910,651,266口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9894円

225ファンド

## 純資産額計算書

平成25年11月29日

資産総額	573,022,978円
負債総額	19,533,021円
純資産総額（ - ）	553,489,957円
発行済数量	619,879,984口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8929円

北米エクイティファンド

## 純資産額計算書

平成25年11月29日

資産総額	465,227,423円
負債総額	4,794,870円
純資産総額（ - ）	460,432,553円
発行済数量	410,615,557口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1213円

アジア・エクイティ・ファンド

## 純資産額計算書

平成25年11月29日

資産総額	330,405,390円
負債総額	4,312,960円
純資産総額（ - ）	326,092,430円
発行済数量	248,570,449口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3119円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成25年11月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	5	84,524
追加型株式投資信託	490	9,428,403
株式投資信託 合計	495	9,512,927
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,146,086
公社債投資信託 合計	17	3,146,086
総合計	512	12,659,013

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第55期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,003,450	254,258
器具備品（純額）	513,162	26,257
リース資産（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850

商標権		132		-
その他		471		-
投資その他の資産		16,375,520		15,113,434
投資有価証券		10,034,136		8,342,934
関係会社株式		5,141,069		5,141,069
出資金		136,315		136,315
従業員に対する長期貸付金		112,674		92,527
差入保証金		542,920		1,000,820
長期前払費用		8,478		7,376
投資不動産（純額）	1	409,876	1	402,340
貸倒引当金		9,950		9,950
固定資産計		20,249,820		18,562,205
資産合計		51,157,423		50,834,773

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	-	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	2 3,702,277	2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	-
資産除去債務	292,000	-
その他	87,535	-
流動負債計	12,789,375	11,855,648
<b>固定負債</b>		
リース債務	-	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727

利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
<b>営業外収益</b>				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
<b>営業外費用</b>				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
<b>特別利益</b>				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
<b>特別損失</b>				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	137,920	430,470
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	32,119	53,783
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	105,800	376,686
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293

当期末残高

34,847,077

35,231,371

## 注記事項

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

## (リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

## (会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## (3) 長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (表示方法の変更)

#### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

#### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

#### 3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループリングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,022百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,692円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

## （ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

## （ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはいたしましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

## （ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

## 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

## （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
（２）未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
（１）未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
（２）その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
（３）未払費用（*１）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*２）	(87,535)	(87,535)	-

（\*１）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（\*２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3) 未収入金	521,825	521,825	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（\*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

## 負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式		

子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	5,230
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他 証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(その他)について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

#### (デリバティブ取引関係)

##### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日現在)

株式関連

(単位:千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
	合計	1,669,315	-	87,535	87,535

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

##### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

##### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引（譲渡損）	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428,233	2,428,233
建物（資産除去債務）	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138

その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1．当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

### 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

### 3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

### 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

## （セグメント情報等）

### [ セグメント情報 ]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

### [ 関連情報 ]

#### 1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	-------------------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-----------	---	---

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## 当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

## 前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金 未収入金	971,157 511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)		当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益(千円)	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金		565,010
有価証券		21,111,923
未収委託者報酬		8,007,008
貯蔵品		11,855
繰延税金資産		610,353
その他		460,696
流動資産計		30,766,848
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	1	258,610
無形固定資産		
ソフトウェア		2,759,986
その他		95,853
無形固定資産合計		2,855,839
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券		13,716,293
その他	1	1,627,256
貸倒引当金		9,950
投資その他の資産合計		15,333,600
固定資産計		18,448,051
資産合計		49,214,899

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務		1,227
未払金		6,519,299
未払費用		3,233,085
未払法人税等		1,115,633
賞与引当金		879,500
その他	3	443,391
流動負債計		12,192,137
<b>固定負債</b>		
リース債務		3,885
退職給付引当金		1,983,018

役員退職慰労引当金	86,895
繰延税金負債	1,699,959
固定負債計	3,773,758
負債合計	15,965,895
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,812,608
利益剰余金合計	6,186,905
株主資本合計	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	392,098
評価・換算差額等合計	392,098
純資産合計	33,249,004
負債・純資産合計	49,214,899

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		42,527,881
その他営業収益		392,427
営業収益計		42,920,308
営業費用		
支払手数料		23,860,060
その他営業費用		5,551,085
営業費用計		29,411,146
一般管理費	1	5,464,561
営業利益		8,044,600
営業外収益	2	189,595
営業外費用	1, 3	40,337
経常利益		8,193,859
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純利益		8,193,859
法人税、住民税及び事業税		3,195,671

法人税等調整額	119,063
中間純利益	5,117,251

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,722,723
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	5,812,608

(単位:千円)

当中間会計期間  
(自 平成25年4月1日  
至 平成25年9月30日)

利益剰余金合計	
当期首残高	8,097,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	6,186,905
株主資本合計	
当期首残高	34,767,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098
評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098
純資産合計	
当期首残高	35,231,371
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	1,982,367
当中間期末残高	33,249,004

## 注記事項

(重要な会計方針)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
--	--

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="590 604 1133 683"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、当中間会計期間より有形固定資産(投資不動産を含む)の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。 この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微です。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>(4) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
------------------------------	---

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	279,239千円
投資その他の資産	750,645千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,633,380千円に対して保証を行っております。	
3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,229千円
無形固定資産	467,147千円
投資その他の資産	3,475千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	66,775千円
投資有価証券売却益	62,800千円
有価証券償還益	23,635千円
3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	18,420千円
投資不動産管理費用	9,067千円
貯蔵品廃棄損	4,963千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 現金・預金	565,010	565,010	-
(2) 未収委託者報酬	8,007,008	8,007,008	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,627,978	28,627,978	-
資産計	37,199,997	37,199,997	-
(1) 未払金	6,519,299	6,519,299	-
(2) 未払費用(*1)	2,812,213	2,812,213	-
負債計	9,331,512	9,331,512	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

## (1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,001,278

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	109,770	55,101	54,669
証券投資信託の受益証券	5,692,625	5,093,365	599,259
小計	5,802,396	5,148,467	653,928
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	22,825,582	22,870,284	44,702
小計	22,825,582	22,870,284	44,702
合計	28,627,978	28,018,751	609,226

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[ 関連情報 ]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
1 株当たり純資産額	12,746.28円
1 株当たり中間純利益金額	1,961.74円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して  
おりません。

2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	5,117,251
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,117,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (平成25年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注)

(注) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3 【資本関係】

該当ありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成25年2月12日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（ ）・同添付書類 日本 エクイティファンド：第15期、T O P I Xファンド：第15期、2 2 5 ファン ド：第15期、北米エクイティファンド：第15期、アジア・エクイティ・ファン ド：第13期
平成25年8月12日	半期報告書（ ）、有価証券届出書の訂正届出書 日本エクイティファン ド：第16期中、T O P I Xファンド：第16期中、2 2 5 ファン ド：第16期 中、北米エクイティファンド：第16期中、アジア・エクイティ・ファン ド：第14期中

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本エクイティファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エクイティファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTOPIXファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOPIXファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている225ファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、225ファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米エクイティファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米エクイティファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・エクイティ・ファンドの平成24年11月20日から平成25年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・エクイティ・ファンドの平成25年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	公高	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣	篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月27日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。